

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成24年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成24年12月17日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成24年12月17日 月曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後5時42分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第4号議案 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 乙第5号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 乙第6号議案 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 乙第7号議案 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 5 乙第8号議案 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 6 乙第9号議案 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 7 乙第10号議案 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 8 乙第11号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 9 乙第12号議案 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 10 乙第13号議案 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

を定める条例

- 11 乙第14号議案 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 12 乙第15号議案 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例
- 13 乙第16号議案 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
- 14 乙第35号議案 損害賠償額の決定について
- 15 乙第38号議案 指定管理者の指定について
- 16 乙第44号議案 指定管理者の指定について
- 17 乙第45号議案 指定管理者の指定について
- 18 請願第1号、陳情第74号、第79号、第82号、第83号、第85号の2、第86号、第89号、第101号、第104号、第106号から第108号まで、第110号、第111号、第120号、第132号、第140号の3、第156号、第160号、第170号、第174号、第178号、第186号、第193号、第194号、第198号の2及び第201号から第203号まで

出席委員

委員長	呉屋	宏君
副委員長	狩俣	信子さん
委員	又吉	清義君
委員	島袋	大君
委員	照屋	守之君
委員	新田	宜明君
委員	赤嶺	昇君
委員	西銘	純恵さん
委員	糸洲	朝則君
委員	比嘉	京子さん
委員	嶺井	光君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長	崎山八郎君
福祉企画統括監	垣花芳枝さん
保健衛生統括監	国吉広典君
福祉・援護課長	大村敏久君
青少年・児童家庭課長	山城秀史君
青少年・児童家庭課室長	仲村到君
障害保健福祉課長	金城弘昌君
医務課長	平順寧君
国民健康保険課長	仲村加代子さん
病院事業局長	伊江朝次君
業院事業統括監	呉屋幸一君
県立病院課長	嘉手納良博君
県立病院課看護企画監	佐久川和子さん

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第4号議案から乙第16号議案まで、乙第35号議案、乙第38号議案、乙第44号議案及び乙第45号議案の17件、請願1件、陳情29件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、福祉保健部長及び病院事業局長の出席を求めております。

まず初めに、乙第11号議案沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、乙第11号議案沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明いたします。

提出議案説明資料の38ページをお開きください。

本議案は、地域主権一括法において、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準につきましては、これまでの議案と同様に、厚生労働省令が示されていることから、本省令を踏まえた条例案の策定を行っております。

なお、県独自の規定としまして、母子生活支援施設の連携する関係機関として「配偶者暴力相談支援センター」と「婦人保護施設」を追加しております。

議案内容につきましては、乙号議案書（その2）の125ページから154ページをごらんください。

以上で、乙第11号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 このことに対するパブリックコメントをとっていましたね。それについて、現場からの意見はどういう意見でしたか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 委員からはパブリックコメントと御質疑がございましたけれども、関係団体機関それからパブリックコメント並びに審議会からも御意見をいただいておりますので、簡単に御紹介させていただきます。先日、各委員へ意見聴取の状況をお示ししておりますけれども、パブリックコメントにつきましては2件、県民の方から御意見をいただいております。その内容は、母子生活支援施設あるいは保育所、児童養護施設、こういった施設に入所する児童の処遇等について、これまでの国の基準を下回ることはないようにしてほしいという御意見と、もう一件は、大災害の対策も重要ではあるけれども、沖縄の場合には台風などの災害も多くあり、そのための防災対策をしっかり講じる内容にしてもらいたいという御意見をいただいております。

○比嘉京子委員 児童福祉施設の現場からの要望というのは、皆さんからもら

っている資料の保育所について、乳児院について、児童養護施設についてとコメントがありますね。意見聴取状況をお願いします。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 先ほど申しあげました2件につきましては、パブリックコメントということで県民の方からの御意見です。

○比嘉京子委員 現場からはこういった意見があったでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 関係機関からは、主に共通の内容としまして、これまでの国の基準を下回ることのないようにしてほしいというのが一番多くございました。保育関係につきましては、保育所における食事の提供について、厚生労働省令、国の最低基準が、外部搬入も一定の条件を満たす場合には認めるという規定がございまして、これについては食育の観点から削除してもらいたいという御意見。それから主に保育所の居室面積あるいは保育士の配置基準を上乗せしてもらいたいなどが現場の施設等から寄せられた御意見です。

○比嘉京子委員 国は法律のもとに、沖縄県が沖縄県に合った子育てをどうするのかを考えなければいけないわけです。その中で皆さんが心配しているのは、今、保育の最低基準が最高になりつつあると。面積からしても、最低と言ったのにそれを緩和してきたわけです。もう一つは、最大で25%でしたか一人員をふやして、定数より上乗せしてもいいということをやってきたわけです。それは最低をより悪化させた状況です。今日まで暫定的という、いわゆる待機児童を緊急に収容しなければいけないという形で一本来ならば待機児童がこれだけいるからには、その受け皿をつくっていくというのが行政や政治の姿勢だと思うのです。それを緊急的な措置として、今のように規制緩和を続けてきているわけです。その最低基準をさらに緩和するような方向に向かっているのではないのかということが、皆さんの懸念していることなのです。社会福祉法人日本保育協会一日保協も、社会福祉法人沖縄県私立保育連盟一私保連も、最低基準をぜひ守ってほしいということを言っているわけなのですけれども、今提案していることはそれが守られることになっているのですか。なっているとしたら、その説明をお願いします。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 今回の条例案につきましては、省令に準じて基準を定めておりまして、この最低限保証されるべき保育の質は、

省令を踏襲することによって確保されるものと考えております。ちなみに委員がおっしゃっている定員の弾力化につきましては、最低基準の範囲内で行っているものでございます。

○比嘉京子委員 最低基準の範囲というのが問題なのです。そもそも児童福祉法は60年以上改定されていないと思うのです。その最低基準というのはあくまでも最低だったのです。その最低を上回ってぎゅうぎゅう詰めになっているのが現在ですよね。それも最低の範囲内というのが沖縄県の認識なのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 今申し上げました定員の弾力化というのは、受け入れの可能な、面積に余裕を持って整備した保育所に関して、その弾力的運用が図られておまして、したがって、決してぎゅうぎゅう詰めになっているという状況ではないと認識しております。

○比嘉京子委員 では、定数はどういう根拠で決められているのですか。設置するときに60人なら60人、90人なら90人と、定数で施設の面積を決めてつくっているわけですよね。定数というのはどういうことになるのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 定数は設立した法人が定款で定めています。運用上は毎年入園してくる児童の年齢ごとに児童の数が変わってくるので、そこは柔軟に弾力的に定数の変化をさせていくものです。それはあくまでも先ほど申し上げましたように、最低基準の範囲内で動かしていくという状況でございます。

○比嘉京子委員 少し平行線なのですか。最低基準の範囲というのは、建設した面積の廊下も入れて居室としてみなしなさいという緩和なのですか。居室にはゆとりはないけれども、その他のスペースからするとゆとりがあるのだと。そういう受け入れの余裕があるから入れているのだという理解なのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 今、委員が廊下の部分までお話しされていましたが、あくまでも居室ということで。例えば乳児室であったり、匍匐室、保育室、遊戯室、それらの面積について基準が定められているということになります。

○比嘉京子委員 25%増しの状況は本来あるべき姿であると、許容範囲の中にあると県は考えているのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 定員の弾力化運用と言いますのは、現在、待機児童を多く抱えていますので、緊急避難的に弾力的運用を活用して、受け入れを図っているということでございます。将来的には解消に向けて取り組む必要があると考えております。

○比嘉京子委員 皆さん現場にどれだけ行かれているかわかりませんが、25%増というのはゆったりとしていないのです。この間も言いましたけれども、ことし70カ所ぐらいの那覇市内の保育園を回ったのです。そうすると、かつてのような落ちつきがないのです。先生方も子供も人的配置的には問題はないかもしれないけれども、スペース的には非常に問題を感じます。そういう中で私がずっと言ってきた、幼児期における教育のあり方というのが人生にとって非常に大事なのだという話をしているわけなのですが、ますます緩和と称して後退をさせていっているのです。このことはいわゆる中央の考え方に非常に依拠しているのです。沖縄県としては独自の家庭環境も踏まえて、保育というのはこうあらねばならないということをきちんとうたわないといけないところに、沖縄県として参酌すべき基準のところに入れたのは、母子生活支援のところだけなのです。今、沖縄県がやらないといけないことは認可外の多さと、潜在的待機児童の多さと、そしてもっと加速的に認可保育園をつくっていかねばいけない。本来は保育園をもっとつくらないといけないのだということにまず依拠しないと、あるところにどんどん入れろと、もっと緩和せよと言えば、どこまでも入れて50%増になる可能性だってあるわけなのです。それも基本的な確認なので、ぜひ今おっしゃったスタンスに立ってやっていただけるという理解で次に話を進めます。皆さんのコメントで、食事の提供というのは一中央は認識しているのかわかりませんが、厨房をつくれないうらいのスペースの保育園において、学校給食のセンター制と、保育所のケータリングでは全く違うという認識がここに欠けていると思うのです。そのことは皆さん今このように書いてあります。いわゆる規定等を削除してほしいということに対して、先ほどそういう要望があったけれども、狭めるものではないといったコメントがありましたね。給食室はぜひ置いてくださいというのが現場の要求として保連から来ています。細かいことを言うようですが、離乳食というのは非常に水分が多いのです。水分が多いと、つくってから食べるまで時間があくと細菌の発生率が非常に高いわけです。だから衛生とか安全の面から言っても、

ケータリングは避けなければなりません。これは本当にいたし方のないときにやることであって、まず避けるのが大前提なのです。まず安全性。栄養云々ではないのです。水分の多いどろどろとしたものは、水分の少ないものよりも細菌の発生率が高い。しかも人肌ぐらいで搬送するとどうなるか。これはきちんと受けとめないといけないと思うのですけれども、いかがですか。狭めるという考えではなく、安全性のためにそこは堅持するということをすべきだと思うのです。どういう観点でこういう理解になっているのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 食育というのは非常に重要なことだということは認識しています。この給食の外部搬入を認めた条例案の第46条につきましては、省令においては従うべき基準であると定められております。したがって、この条項につきましては省令のとおり、規定することとしておりまして、給食の外部搬入は認めたということなのです。これは個別の保育所で最終的には判断するのですけれども、保育を実施する方は食育の重要性を認識していると思いますので、調理室を設ける、設けないということについては適切に判断されていくと理解しております。

○比嘉京子委員 食育ということもあるのですが、先ほど言いましたように保育園は乳児を抱えているので、食育よりも先に安全性。また離乳食というのは個々に対応すべき細かい調理形態なのです。ですから一律につくったものだけでは困るわけです。しかもその子の発達に応じて臨機応変に常に厨房との行き来がある中で一病院の食事のようにネームをつけておくくらいに個別的な対応なのです。そういう問題は食育よりもむしろ安全性のところで、きちんと沖縄県が堅持するというのをどこかに入れることはできないのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 委員は、特に離乳食の安全面の確保を重要視されているとおっしゃっておりますが、この規定は先ほど説明を十分申し上げていなかったのですけれども、満3歳以上に限定しておりまして、ゼロ歳から2歳までは園内での調理が義務づけられるということになります。離乳食以下の調理につきましては、衛生面、安全面の確保は園内において十分に図られるものと理解しております。

○比嘉京子委員 それはわかりました。今国が進めようとしているのが、乳児と保育、幼保一体化の流れの中において、こういう改定が出てきていると思うのですが、沖縄県の現状にはマッチしないわけです。保育園は5歳児まで見て

いますし、国がやるのは乳児という2歳未満の子供と3歳以上の子供をえり分けた、幼保一体型のこども園のようなところを想定した上で提案していると思うのです。沖縄県の現状は、ゼロ歳から5歳まで保育園という体系なのです。もちろん国からおりてきているのですけれども、沖縄の現状にそれは合わないわけで、ではゼロ歳から2歳まではつくればいいのか、3歳からはケータリングでいいのかという論になるわけです。そうではなくて、沖縄の実情に合わせるためには、保育園を経営する人の観点に立つのですが、それが年代を進むごとに緩和される可能性もあるわけです。そういうことも考えた上で、このことは例えば県として、斟酌すべきところでもいいですし、地方自治体が十分参酌すべきことというところに、現場の意向を踏まえることは不可能なのですか。

○仲村到保育対策室長 現状の省令の中では従うべき基準ということになっておりますので、今後、外部搬入の規定に関しては、市町村あるいは関係機関との意見交換あるいは議論を進める中で、どういう方向性がいいのかということを考えていきたいと思えます。

○比嘉京子委員 先ほどおっしゃっていたように、3歳以降になると食育の観点から、においであるとか、音であるとか、それからできたてであるとか、そういう五感を刺激するような食のあり方というのが大事にされるべきことから、ここはぜひ現場の声として押さえてほしいなと思えます。

もう一点です。保育士の配置基準についてはどのような要請があったのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 保育士の配置基準につきまして、基本的には上乘せの要望ということでありまして、まず市町村から一1市からということになります。それと保育の関係団体が2団体ございますけれども、そのうちの1団体から、これもやはり保育士の基準の上乗せという要望でした。

○比嘉京子委員 その内容はどうか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 省令基準ではゼロ歳児3人につき保育士1人ということですが、市からは3人のところを2人にしてくれと。一、二歳児は、省令では1歳と2歳は一つのくくりにしていますけれども、省令では6人につき保育士1人のところを市は1歳児と2歳児に分けて1歳児を5

人、2歳児は省令と同じ6人に保育士1人と。3歳児、4歳児については省令と同じ、3歳児が20人、四、五歳児が30人。要望があるのはゼロ歳児と一、二歳児の部分でございます。関係団体からは、ゼロ歳児については省令どおり3人です。一、二歳児のほうで要望がありまして、省令で6人のところを5人と。それと3歳児で20人のところを15人、四、五歳児が30人のところを25人につき保育士1人という要望内容でございました。

○比嘉京子委員 そのことについて県の見解はどのようなのでしょうか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 保育士の数ですけれども、上乗せすることにつきましては現行のもとで保育士の確保が非常に困難であるという声が現場からございます。それ以上上乗せをしますと、現下ではさらに困難さを増してしまうという状況がございます。したがって、上乗せあるいは独自基準というくくりにつきましては、今後市町村、関係団体とどうあるべきか、要否等から始まって、具体的な数値の内容、これらについて意見交換、議論を重ねていきたいと考えています。

○比嘉京子委員 今、保育士がいないからということをおっしゃっていましたが、それを理由にはいけないと思うのです。保育士の免許を持っている人はたくさんおられるのです。だけれども、保育現場に行こうとしない。そのことを改善しないで、保育士が見つからないということの原因にして子供の育ちの保障を2番手に回すのは、それは論としては違うのではないかと思います。保育士をもっと現場に呼び戻すためには、別途議論する必要があると思うのでこれはおいておきますが、これはやはり国からの運営資金の配分の仕方が一沖縄県が最低基準に属しているということは前にも言いました。そのことを国になぜなのかと、九州も含めて議論すべきことではないかと思うのです。子供1人当たりの算定基準が何段階かに分かれていて、九州沖縄県が最下位ということは、それは何なのかをただす必要がある。これはおいておきまして、みんなの要望は何かというと、例えば極端に言うと市も保育団体も、ゼロ歳、1歳、2歳に関してはもちろん2対1のほうが非常に手厚くなるという側面がありますが、一、二歳に関してはプールで見ていて6対1というところに、1歳児と2歳児では大きく手間が違うということがこの中にはあるのだろうと思うのです。しかしながら、皆さんに考えていただきたいのは、4歳児が30対1というのは、今、小学校でも30人以下学級の実現をやっている沖縄県が、4歳児で30対1でいいというのはいかがかと思うのです。小学校一、二年生で30人以下

学級の実現をしているのですから。そのことを考えると、この30対1というのが25対1になることは、決して保育士が楽をするということではなく、これでは本当に子供たち一人一人に、なかなか目が届かないという実態があると思うのです。そのことを踏まえて、もっと真摯に配置基準を受けとめるべきだと思います。国から言われている最低基準、60年前と何も変わらないものを今回そのまま踏襲するわけなのです。沖縄県としてはその声に対して、学識も入れて本当にどれだけどう議論したのかということも含めて、今、教育でやられている幼児教育の面も含め、沖縄県の幼児教育のあり方をどうするのかと。4歳児ですから、そこも踏まえて、ここはぜひ子供たちの発達のために、保育士がいらないからこうせざるを得ないというのではなくて一保育士はいるのです。これは別途解決すべきことなのです。そういうこともあって、ぜひ今やっている協議会における考え方の中に織り込むかどうか。それについては、福祉保健部長どうですか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 保育士の配置の基準については、これまで議会でもいろいろ答弁してはいますが、その配置基準の見直しについては、九州の衛生部長会などを通して、国に見直しをしてもらいたいということは常に要望しています。潜在保育士の確保についても、保育士が足りないということではなくて、しっかり説明会なり研修会なりをして、確保に努めていく。配置基準の見直しについては、国にも要望をしているところであります。

○**比嘉京子委員** 逆だと思います。国が手厚くすることによって、保育士は戻ります。私はたくさんの卒業生にお会いしているのですけれども、みんな保育をやりたいのです。やりたいのですけれども、あの手当では生活が成り立たない。だから戻らないのです。だから今言っているのは逆で、手当等のインセンティブを厚くすることによって、おのずと戻ってきます。ですからここが最大に行政の力を発揮すべきところです。もちろん議員も直接行動をするかどうか今から考えます。このことはぜひ逆だということを理解していただきたいと思います。手当が高くなることによって多くの人が戻りやすくなるし、戻っていく。若い人の離職率が減っていく。かつてはみんな保育士になりたかったのです。公立の保育園に入りたかったのです。それが今や、現場ではヘッドハンティングが始まっているのです。あなたの友人を誰か一人連れてきたらどうなるという、そういう保育園間のぎくしゃくした関係が始まっているのです。そういうことが起こっているのは手当のせいなのです。そのことをぜひ認識していただきたい。それから今出されている条例案ですが、本当に最低基準を確保す

るということを確認できるのですか。条文をチェックしただけでも非常に緩和されそうな文章があるのです。例を挙げると、25の29—12月11日にいただいた資料、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のところでは経過措置として、保健師または看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるとか、保育士の免許を持っていなくてもオーケーだとか、そういう内容になっているのではないですか。例えば23の29の第94条第3項になると、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して、都道府県知事が適当であると承認したものは保育士とみなすとか。このようなもので私たちはオーケーを出していいのだろうかと思ってしまう。これを読んでいると、大きな後退を感じます。皆さんがおっしゃることを我々ほうのみにして大丈夫ですか。それから、幼稚園の教員免許状と書いてあるところですが、皆さんは最低基準は守りますということにおいて、かなり内容的にいいかげんというか、後退著しい厚生労働省令の内容になっているのだけれども、大丈夫ですか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から、運営に関する基準はこれまでも厚生労働省令に従っていたのかとの確認があり、それに対し、執行部から、これまでも同省令に基づいて、最低基準を維持して運営してきたとの説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 この条例案に対して先週議論したのは、国が地域主権一括法を定めて、結局、国として保障していた全国一律のナショナルミニマム。地方の財政力に応じてやるということになったら、財政力の弱いところは、今は頑張るけれども将来の保障があるのかどうかというところを議論したのですが、きょうは保育所関連がありますので、その観点でお尋ねします。今、配置基準のところでありましたけれども、実際に保育を行っている市町村や事業所から声がありましたと。居室面積を上乗せしてほしい、保育士配置基準の上乗せをしてほしいという具体的なものは、やはり現場の改善してほしいという声だと思うのですが、従来国の基準ですということでは先ほどあったのです。保育士配置基準の上乗せは、先ほどの議論を聞いていたら保育士が足りないというこ

とで、確保が困難だからという理由にされたのですが、実際は潜在的保育士ですか。資格者はどれだけいて、実働は何名なのでしょう。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 平成24年4月現在で、保育士の登録者数は1万7071名となっております。そのうち、保育所で従事している保育士の数は7156名ということでございます。

○西銘純恵委員 先ほどの保育士の確保が困難ということが、今の数字から言えば説得力がないのです。資格者はいるので、この皆さんが就労するということが、何も保育士が足りないから、1歳児を3人では多いから2人にしてほしいということが受け入れられないという先ほどの理由の根拠にならないので、実際の理由を答えてもらえませんか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 先ほどの比嘉委員の御質疑で、保育士の確保が困難ということを経由にしたつもりではございませんでした。これは課題ということでございます。上乘せしたときに生じる課題ということで御理解いただきたい。そのほか、関係団体、市町村から要望のある数字というのも、現場で自分たちに適した数をそれぞれお持ちになっていると理解しております。したがって、それを集約するという意味で、今後、市町村、関係団体、場合によっては専門家も交えて意見交換あるいは議論をしてまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 今の子供たちの状況ですね。例えば保育困難といいますが、発達障害とか、そういうところでの新たな上乘せというのはされているのでしょうか。学校教育の中では発達障害に対する支援とか学習支援とか、それなりの職員が配置されているのです。保育所についてはそのようなものがあるのでしょうか。発達障害、通常の障害はあったかと思っておりますが、少しその説明をお願いします。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、条例案の中で深く議論すべき部分をはっきりさせるために、従うべき基準と参酌すべき基準について説明するよう指示があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 従うべき基準といえますのは、条例の内容を直接的に拘束するというので、必ず適合しなければいけない基準であるのですが、この基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるということです。今出している条例案につきましては、省令に従った内容で基準を定めましたという説明でありまして、上回る基準を設けることが一上乗せしたりすることができないという説明をしたつもりではございませんでした。

○西銘純恵委員 最低基準を省令で定めているので、従うべき基準を超えて、これをよくすることはできますということですよ。そしたら現場から出ているゼロ歳児を3人から2人にとか、それは県がやる気さえあればできることではないですか。市町村と調整をしてそこまで引き上げをしていくべきではないですかということで聞きました。保育士の資格者はいますし、実際は子供の保育というものを沖縄県がどのように考えているかが、今この条例制定で問われていると思うのです。ですからもう一度お尋ねします。そういう意見もあった中で、条例を省令基準にとどめたということですが、実際、県の考え方はどうなのでしょう。それを超える、もっとよくしたいという思いがあるのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 主に保育所に関する御議論ですが、保育士の配置基準とか、団体から要望、御意見のあります児童の居室の面積とか、こういった基準につきましては、省令を上回る基準を定めた場合には、当該施設の負担が増加することも想定されるところでございます。こういったところもありますので、沖縄県が今回提案しております条例案につきましては、沖縄県の施設の最低基準として定めたいと思っております。沖縄県の地域の実情としまして、御意見にありますような上乗せ基準とか新たな基準とかの設定につきましては、今後財政負担のあり方なども含めまして、関係団体、あるいは有識者等の御意見、専門的な検証もあわせて検討していく必要があると考えております。

○西銘純恵委員 資料の意見概要の下ですね。国基準を上回る基準を条例で制定する場合は、その分の予算措置が必要だと。そこに一番皆さんの結論が出て

いると思うのです。国基準を上回る配置をするというときに、県がきちんと財政的に保障して市町村にもやろうということを考えているのか。だけれども今、予算措置が必要であるということに触れているだけであって、予算措置をして、そういう要望に応えていく方針を持っているのかということの方が大事だと思うのです。これについてどのような考えを持っているのか。答弁は部長になるのでしょうか。

○**崎山八郎福祉保健部長** この件については、先ほどから議論になっているところにつながっていくわけですが、国からの補助もかかわってきますので、保育士の配置基準の見直しといったことをまずやらしてもらわないといけないということ。あと、保育所運営費国庫負担金の中での民間施設給与等改善費などについても、改善を求めているところでもあります。そういったことを通して、今のような課題解決に結びつけていくことができるのではないかとということで取り組んでいるところです。

○**西銘純恵委員** 国に対する改善要望は、今、答弁いただいたのですが、福祉保健部として、県独自の拡充も考えているかどうか、最後にお尋ねします。

○**崎山八郎福祉保健部長** 今のところは国への要望を通して進めていくということ考えております。

○**西銘純恵委員** 福祉保健部として、県独自の財政支出。国への要望は要望でいいのです。市町村や現場の声に応えられるようにしてほしいということを一県の中で財政負担も含めてやってほしいということ、福祉保健部として出す意思はないということですか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 今後の検討事項と考えております。

○**西銘純恵委員** 今後と言われたのですが、現場の声にもっと耳を傾けた県政運営を、とりわけ福祉保健部に要望したいと思います。

資料の5番の児童養護施設のところで、児童指導員及び保育士の総数については国の基準を上回るような配置基準をお願いしたいという要望が出ているのですが、具体的にどのようなところからの要望だったのですか。

○**山城秀史青少年・児童家庭課長** 児童養護施設の児童を支援する指導員、保

育士の総数につきまして、国の基準を上回るような配置基準をお願いしたいということで、具体的に何名を何名にしてくれとか、そういった御意見ではございません。児童養護施設1施設から、国の基準を上回るような基準にしていたきたいという御意見でございます。

○西銘純恵委員 どの施設からですか。そして、具体的にどのような困難があるということが出たのですか。なぜそのように基準を上回るようにしてほしいと出たのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 御意見をいただきました施設名につきましては差し支えがございますので、御紹介は控えさせていただきたいと思っております。また、内容につきましては、先ほど申し上げました内容で御意見をいただいております。国の基準を上回るような配置基準ということで、具体的な一あるいはその背景として、どのような課題があるからどういう改正をしていただきたいというようなことは触れられておりません。

○西銘純恵委員 4カ所の施設がありますけれども、40人入所定員、50人、90人、36人ということでありまして、入所定員に対する実際の職員配置人数といえますか、それはつかんでいらっしゃるのでしょうか。石嶺児童園は県が指定管理をしていますから、90人に対してどれだけの職員かわかると思うのですが。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 今の御質疑に半分だけお答えさせていただきたいと思っております。配付いたしました施設一覧は、児童養護施設は次のページまでございまして、県内には8施設ございます。入所定員に対して実際に入所している児童の数は、今、調べますけれども、実際の職員の数につきましては少し御時間をいただければと思っております。

○西銘純恵委員 石嶺児童園は90人入所ということであれば、職員は一例えば児童虐待を受けたりとか、処遇が大変厳しい状況であるということを知っているのです。簡単に言えば今の若い世代、子育て世代の子供は大体1人、2人ぐらいでしょうか。1人、2人に対する職員は1人いるのかということをお考えなのです。親のかわりをするというのであれば。実際、今の配置基準というのはどのようにしているのか、そして親が毎年かわっていくという状況では困るわけですから、職員体制は安定した顔ぶれでやっているのか、正規雇用者が

何割いるのか。そういうことも含めて、ここは大事な部分だと思っています。石嶺児童園については乙第16号議案もありますので、そこで詳細をお尋ねしたいと思いますので、資料はぜひ提供していただきたいと思います。ですから児童指導員、保育士、それなりに必要だと言われる人数に足りていないという声は間違いのないと思うのです。そこら辺はやはり吟味して人数をふやしていけるという一施設定員については省令で定めた最低の基準というわけにはいかないと思うのです。その検討はどうでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 平成23年に国の児童養護施設に関する最低基準の見直しが行われまして、児童に対する児童指導員及び保育士の人数の割合が、従来の6対1から一今年度からになりますけれども5対1ということで、全体としてはどうかと思いますけれども、ことしから改善されたところがございます。それから児童養護施設につきましては委員からもお話がありましたとおり、児童虐待等を受けた児童が入所してくることもございますので、個別対応の職員であるとか、円滑に家庭復帰ができるように促すための児童家庭相談員などの配置も行われておりまして、以前に比べると、どんどん改善されてきていると思います。ただ、今回提案をさせていただいたのは、省令に沿った最低基準ということでございますので、これに対して、さらに上げてもらいたいというのが児童養護施設からの御意見だと受けとめております。

○西銘純恵委員 今年度から職員がふやされているはずですよ。乙第16号議案でやりますが、石嶺児童園は今年度いっぱい指定管理が終わりますけれども、管理料は、職員配置基準がふやされたということに合わせた指定管理料ということに、今年度プラスアルファで出されたのかどうかも含めて、乙第16号議案でお尋ねしますのでよろしくお願いします。

少し戻りますが、保育所の件で、公立認可保育所は全県でどれだけで、認可外がどれだけで、石垣市の事故が一最近また死亡事故があって、無届けということが出ましたよね。その調査はすぐ行ったのかどうか。無届け施設は何カ所あるのか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 認可保育所の数ですが、公立と私立を合わせて平成24年4月現在で393カ所となっております。認可外保育施設が同じく平成24年4月1日現在で431カ所でございます。無届けの保育施設の数は把握していません。無届けということが確認できましたら、届け出をするようにと指導することになりますので、それを確認できた段階で直ちに届けを

出す手続になります。把握していたとしても届け出の指導がなされる施設になります。

○西銘純恵委員 死亡事故については何で知りましたか。報道ですか。市町村から報告はありましたか。そして、その報告を知ってから、県として、全ての市町村に同じような施設がないかどうか調査すべきだと思うのです。やったかどうか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 事故の状況につきましては、石垣市から口頭、電話により事故報告を受けております。その報告を受けて、他の市町村につきましては、その確認周知は、直ちには実施しておりません。

○西銘純恵委員 口頭報告を受けた日付と、ほかの市町村に対し直ちに調査をしなかったということは、この事態の重大性を認識していないのではないかと、いうことを指摘せざるを得ないのです。2年前と、石垣市で2度ですよ。それも別の無届けの施設2カ所でそういうことがあったということが、たまたま石垣市ということなのか、石垣市の保育所待機児童の解消策がどうなのかということも、本当はシビアに指導助言すべきだと思うのです。報告を受けました、どうしましたが全く見えていないので、そこは次の議論でいきますけれども、ただ、ほかの市町村にも一深刻に受けとめたら、全県でどうなっているのかという調査ぐらいはすべきだと思うのです。それはまだやっていないのですか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、この議論は陳情に対する質疑で行ってはどうかとの提案があり、西銘委員も了承した。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。
仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 石垣市から報告を受けましたのが11月15日でございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 1点確認です。保育所における食事の提供についてということで、搬入することができるという規定等を削除してほしいということですが、少し気になるのです。例えば今アトピーの子供たちがふえてきて、医療用食事を外注でやる施設も結構あると思うのですが、そういうことは逆に負担にならないかなと思うのです。そういったアトピー類、疾患を持っている子供たちは、保育所内でつくるよりは外注で持ってきたほうが、経営的にも安くなるし迅速になるかと思うのですが、その辺を削除することによって、逆に負担にならないか。その点についてはどういった将来展望をお考えですか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山城青少年・児童家庭課長から、保育所の食事搬入に関する特例に関しての条件、規程の内容について説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 要するに、必要に応じて、基準に合致すれば保育所独自で外注はできると解釈してよろしいわけですね。結論がはっきり聞こえないのですが、全くやるなということではないということに理解してよろしいですね。そして発注する場合も県や市町村に伺い云々ではなくて、保育所独自でやっていいということによろしいですね。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 厚生労働省令及び本県の条例につきましても、委員御質疑のとおりでございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 直接条例の案文とか、そういったものにかかわることではないのですが、皆さんからいただいた資料を見ていて、先ほどから議論されている児童福祉施設とか、いろいろな施設がありますね。福祉型障害児入所施設とか、たくさんの障害を持っている、あるいは施設に入らなければやっていけないという児童とか、そういう施設に対する条例なのです。この設置場所を見て

いるとほとんどが都市地区で、ようやく宮古、八重山があるぐらいです。例えば沖縄県の島嶼型、あるいは離島というものを抱えている中で、状況をいつも想定するわけですが、小規模離島などにこういう施設はないわけです。当然そこに入所しなければならない子供たちもいると思うのです。ですからそこら辺に対する配慮、あるいはそういう小規模離島にいる児童とか、そういう人たちの把握、そういったことはどこでされているのですか。この条例の中でうたわれるのですか。それとも、それとは別にされるのですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 ただいまの委員の御質疑は、恐らく児童福祉施設全般にわたるお話かと思えますけれども、例えば児童虐待を受けた子供たちのように養護の必要な子につきましては、児童相談所が市町村あるいは施設等と連携して対応するというところでございます。これは基準、設備、運営に関する基準条例の範疇ではなくて、児童福祉法の考え方であるとか、その仕組みの中で、離島におけるそういった子供たちへの対応を含めて検討が必要なテーマだと思えます。

○糸洲朝則委員 そうだと思うのですが、特に小規模離島に限らず、田舎に行きますと、そういう施設があることすらわからない。したがって、どこに相談していいかわからない。多分、町村役場が窓口になると思えますから、逆に言えばその職員がしっかりそこら辺の認識を持って地域を把握していなければできないのではないかという思いがいつもあるのです。そこら辺への周知徹底というか、あるいは指導というか、そこら辺はいかがですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 障害児の部分で御説明したいと思えます。離島など、特に小規模のところになりますと、障害者等療育支援事業ということで、9カ所の施設に委託して、具体的に必要な相談が受けられる、もしくは療育が必要な方に直接的に支援する事業を実際にやっております。それとあわせて、障害の部分については一施設ではございませんけれども、児童発達支援事業ということで、旧児童デイと言われていた部分が各市町村等で設置され、やっているところがございます。市町村への周知という考え方でいきますと、毎年度市町村の主管課長会議を通して、例えば施設の状況ですとか、どういった事業を許可しましたとか、そのような情報は提供していますので、引き続き市町村と連携を図りながら、特に住民への周知はしっかりやっていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 非常に心が痛むような話なのですが、結局島を離れなくてはならないのです。地域の把握がされていないからその対処もできないとか、余り表に出したくないとか、そういういろいろな事情があって、これは本当にかわいそうだなという思いをしている事例があるのです。やはりもっと役場の職員が目配り、気配りをしてくれないと、すくい上げられないということがあるのです。たくさんではないですよ。ただ、少ないその1人を大事にするということが、求められる島嶼県の施策だと思いますので、ぜひ皆さんが気配りをいただいで、本当に島々に目の行き届くようにやっていただきたいと思いません。

○垣花芳枝福祉企画統括監 離島県であるということ、小規模離島をたくさん抱えているという意味では、福祉サービスが行き届くというところでもかなりの課題があるということを我々も強く認識しています。平成24年度の沖縄振興一括交付金を活用しまして、島嶼型の福祉サービスというのはつukれないだろうかということで、今、進めております。例えば高齢者の場合、本当は施設入所が必要だけれども島から出られない、または島にいたいだけでも島の外に出てしまって負担がかかっているという事情等もございますので、できる限り島の中でサービスを提供する体制がとれないかということで、今年度から高齢についてのスタートをさせています。あわせて、高齢施設と障害のある方たちが一緒に同じようなサービスを受けることができないだろうかということ、この間、ずっと国とも調整しておりまして、その枠組みの中で対応できるところは検討していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 沖縄ならではの、沖縄だから必要なのだという認識のもとだと思いますので、ぜひ一括交付金もありますし、やっていただきたいと思いません。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、乙第12号議案沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明いたします。

資料の43ページをお開きください。

本議案は、地域主権一括法において、社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準につきましては、これまでの議案と同様に、厚生労働省令が示されていることから、本省令を踏まえた条例案の策定を行っております。

なお、県独自の基準としまして、人権への配慮、差別禁止、虐待防止、秘密保持の規定及び連携する関係機関に配偶者暴力相談支援センターと母子生活支援施設を追加しております。

議案内容につきましては、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の155ページから159ページをごらんください。

以上で、乙第12号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 少しお尋ねします。母子寮もあるのですが、今の婦人保護施設の収容は40人ですか。子供がいらっしゃる保護を受ける方はどうなっているのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 婦人保護施設は、社会福祉事業団において設置しております、うるま婦人寮がございますけれども、全体の定数が40人、そのうち母子専用が6人という状況です。

○西銘純恵委員 売春防止法とかあるものですから、そういう適用者というの

は結構いるのか、それよりDVとか母子の関係が多いのではないかと、そこら辺については実態といたしますか、入所の定員との関係も含めて、もっと拡充することが必要なのかどうかについてお願いします。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 もともとの婦人保護施設の設置そのものが売春防止法の規定に基づいて設置したのですが、現在はそれ以外の婦人に関する相談なども、対応もしております。中でも配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律—DV防止法の制定以降につきましては、DV防止法に基づいて保護が必要だということで、女性相談所から一時保護の後、婦人保護施設という流れもございます。その中で平成23年度の入所の状況を御説明させていただきたいと思います。平成23年度の新規のみですが、要保護女子として保護された方が16名、そのうち単身者が8名、母子で保護された方が母親だけで8名、同伴児童がそれ以外に18名。平成23年度新規の方で合計34名を保護しております。

○西銘純恵委員 そうしますと、母子寮は改築されましたか。子供連れがふえてきている、これからもふえることが想定されるけれども、施設の設計といたしますか、そういうものに対応できるようになっているのか、また、キャパシティーを持っているのか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 委員から御質疑のありました婦人保護施設の母子寮の母子棟の改築につきましては、昨年からの改築を行いまして、ことしから新しい母子棟として運用しております。面積もふやしましたし、それからトイレであるとか、そういった環境も整備して—アメニティーも向上して、恐らく使い勝手のいい施設になったのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 母子が8名ということ为先ほど言われたのですが、部屋はもっとあるのですか。もっと収容できる母子の定員といたしますか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げました母子棟につきましては6部屋ということですが、それを上回る場合には単身棟に入居していただいている状況でございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者等入れかえ)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び乙第14号議案沖縄県福祉ホーム設備及び運営に関する基準を定める条例の2件について、審査を行います。

なお、ただいまの議案2件について、説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。
崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、乙第13号及び乙第14号議案については、関連しますので、一括して御説明いたします。

乙第13号議案については、提出議案説明資料の48ページを、乙第14号議案については53ページをお開きください。

両議案は、地域主権一括法において、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、「地域活動支援センター」及び「福祉ホーム」の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営の基準につきましては、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3段階に分けて、厚生労働省令が示されていることから、本省令を踏まえた条例案の策定を行っております。

なお、両議案ともに県独自の基準としまして、非常災害対策の規定を設けております。

議案内容につきましては、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の160ページから169ページをごらんください。

以上で、乙第13号及び乙第14号議案についての説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案及び乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、議案番号を述べ、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 乙第13号議案についてお聞きします。沖縄県地域活動支援センター、障害者の皆さんのということですが、市町村が創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能と書いています。現在ある72カ所の実施主体は市町村ということによろしいですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 実施主体は市町村です。市町村が直接やっているわけではなくて、各団体等に委託して実施しております。

○西銘純恵委員 一覧表を出していますが、市町村ごとの障害者の実数をつかんでいると思います。市町村の入所定員を見て、需要に応じてセンターが整備されているのかどうか。それとも、どれだけの市町村がそういった就労センターを必要として、市町村に対して整備、運営をやらないといけないということがあるのかどうかお尋ねします。

○金城弘昌障害保健福祉課長 県では障害者の福祉サービスの関係で、特に沖縄県地域活動支援センターは給付費ではございませんが、障害福祉計画で、各市町村ごとに幾つ整備しようという計画がございまして、県はそれに基づいて計上しております。現在、第3期の計画を策定したところでございますが、制度の改正等がありまして、第3期の計画よりも上回った状況で整備がされているところでございます。

○西銘純恵委員 大きな都市部ですが、那覇市は箇所も多いかと。身近に通えるところにそういうセンターがあるのかという気がしますが、ほかの11市でやはり偏在といいますか、計画が弱いのではないかということが見受けられます。その辺についてどういう見解を持っていますか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 沖縄県地域活動支援センターは条例にもありますが、定員がありまして、10人以上の方で創作活動をしたり、いろいろ社会に自立するような活動をする形になっています。確かに委員のおっしゃるとおり

那覇市がかなり多い状況ですが、一応、11市全部に配置されているところです。ただ、町村部は障害者の数も少ないということと、10名の活動拠点を設置することが難しいということもあり、設置が進んでいない状況です。

○西銘純恵委員　そこら辺は計画策定について、県も必要とされるセンターに来られる皆さんの、受け入れができるような考え方でやっていただきたいと思います。センターの運営に関して、県が賃金なり何なりを受給する形になっているのか、そこら辺をお尋ねしたいのですが。

○金城弘昌障害保健福祉課長　こちらの運営は冒頭で説明しましたが、市町村からの委託でやっておりますので、基本的に利用料金は発生いたしません。ただ、朝から昼間に及んだ場合等で昼食が発生する場合には、昼食代を別途自己負担していただく。また、例えば場所によってはパンをつくったりとか小物をつくったりということで、販売をしているところもございます。販売で収益が出た場合には、工賃という形で利用者に支払いをしている状況です。

○西銘純恵委員　障害者の就労とは違うのですか。就労をどこかでやったときには、1割かどれだけかという制度がありますが、これとは全く別ですか。少し説明をお願いします。

○金城弘昌障害保健福祉課長　こちらは、障害者の自立支援法で定めています給付費の事業所というサービスとは別で、地域活動支援事業という市町村が独自で展開できる事業の一つです。利用に当たっても、基本的には市町村の住民であるということが必要で、あわせて障害者であるということが必要ですが、特に利用の制限がかかっているわけではございません。高齢者のデイサービスのような、市町村でやるような憩いの場といいますか、集まる場所を準備しているところと御理解いただければよろしいかと思えます。

○西銘純恵委員　身体障害者、知的障害者、精神障害者が対象ということですが、障害とはこれだけでしょうか。全ての障害が対象にならない理由はありますか。

○金城弘昌障害保健福祉課長　現状、自立支援法では3障害が規定されております。例えば発達障害についてはどうなっているのか、また高機能自閉症などは、分類的には精神障害に位置づけられています。ですから、そういった方の

利用を拒むということではございません。

○西銘純恵委員 希望すれば受けられるということで、今、答弁がありました。実際それから外されているということはありませんか。それについてはデイサービスと同じような社会生活を送るということと、販売をしてそこから工賃がもらえることは、いろいろな意味で社会に還元しているということもあると思います。施設の向上といいますか、そこら辺は県のほうで配慮してやっていただきたいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 乙第14号議案に係る施設が、皆さんからいただいた資料では1つしかありませんが、これはこれからふえていく予定でこの条例を出しているのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 障害者の福祉ホームはいろいろな場面で必要性があるということを聞いています。ただ、いかんせんこの部分については、市町村が実施主体で事業を委託する関係上、予算的なこともありまして設置が進んでいないところです。県としては、福祉ホームの重要性を考えていますので、今後も積極的に周知していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 各市町村にはそういった通達といいますか、啓蒙といいますか、そういう形でなさっているということですが、どれくらいの期間で、どれくらいを見越しているのか。全市町村につくる予定でいるのか、もし構想、計画があれば教えてください。

○金城弘昌障害保健福祉課長 現状は1カ所のみです。市町村から特にふやすという計画は、現時点ではございません。どうしても地域生活支援事業の必須の事業ではなくて、その他事業という位置づけもありまして、なかなか市町村が実行に移すには難しい状況であると理解しています。

○糸洲朝則委員 余り必要性がないと、需要がないということですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 福祉ホームは居住する場所を提供するというこ

とで、例えばケアホームやグループホームとは少し違います。グループホームですと世話人がついて、日常生活の支援をしたりとか、買い物の支援をしたりという形をとりますので、どうしても支援という関係があります。福祉ホームはあくまでその場所を提供して、そこにきちんと住んで、自立生活ができるような形にするものですので、ニーズは身体障害者のほうがございます。ただ、市町村としては、そういう方が集まる場面を改めて認める状況には今のところないということです。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 乙第14号議案についてお聞きします。55ページを見ますと、福祉ホームの概要があります。3番目に対象者がありますが、身体障害者、知的障害者、精神障害者とあります。身体障害者の中には視覚障害者も含まれているのですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 視覚障害者も含まれています。利用状況については把握していないものですから、どの障害者が入っていらっしゃるかは手元にはございませんが、確認はできると思います。

○狩俣信子委員 全盲の方がいて、要するに身内がいなくてどこに行ったらいいのか、そういったはいれるところがないのかという相談を受けたのです。そういった全盲の方でも、ここは対象者としてオーケーということですね。

○金城弘昌障害保健福祉課長 この施設は現在、恩納村にありまして、恩納村の隣に就労継続支援の事業所がございます。そこで働いている方で、主に交通の便が悪い方がお使いになっているということです。

○狩俣信子委員 那覇市にはないのですね。

○金城弘昌障害保健福祉課長 那覇市にはございません。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案及び乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、乙第15号議案沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例について、御説明いたします。

資料の58ページをお開きください。

本議案は、地域主権一括法において、医療法の一部が改正されたことに伴い、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める必要があることから、条例案の策定を行っております。

当該条例案では、県独自の基準を設けず、国の基準を準用しております。

議案内容につきましては、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の170ページから174ページをごらんください。

以上で、乙第15号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 例えば議案の提案のところで、病床数の補正に基準を定めるというのは、現行からどういう状況になるという内容ですか。つまり、全体的に見て、現状とどう違うのかという相違点をお願いします。

○平順寧医務課長 病床数の補正の件ですが、現状もそのとおりやっております。補正というのは何かといいますと、通常、病院をつくりたい、あるいは申請したいというときに、医療計画で基準病床数を設定しております。それが、既存の病床がどれくらいで、基準病床がどれくらいでという比較をするときに、

特定の患者のみを対象としている病院は既存病床に入れないということで、例えば自衛隊病院あるいは身体障害者施設、ハンセン病の方の病院は特定の患者を診ていますので、そこでもし一般の患者を診るとした場合には、全体の患者さんのうち何%を診ているのだという計算式を出して、それを補正して既存病床にカウントする形になります。ただし、沖縄県ではハンセン病床も身体障害者の施設、あるいは自衛隊病院などは特定の患者のみしか入れていませんので、現行はこれができたからといっても、既存病床数にはカウントしないという状況になります。

○比嘉京子委員 従うべき基準のところ、病院の従業者の中で栄養士の人員基準はありますが、これは管理栄養士ということにはなりませんでしたが。

○平順寧医務課長 医療法では病床数、療養病床を有する病院にあつて、病床数100に対して栄養士1人となっております。今回の診療報酬改定では、入院基本料を算定する場合には管理栄養士を置くということに変わりました。ところが、健康保険法と医療法には違いがありまして、医療法では病院をつくる時に最低基準として、こういった形であれば病院はできますと。ただし、診療報酬の入院基本料金を算定する場合は、必ず管理栄養士を置かないといけないという形ですので—これは健康保険法で定められております。その違いです。医療法では最低基準として、従来どおり栄養士を1人置かないといけないという形にセッティングしております。

○比嘉京子委員 基本となる法律が違うという認識でよろしいでしょうか。いわゆる診療報酬に加算されるのが栄養士ではできないので、そこをお聞きしたのですが。では、あとの議案の概要等にあるようなものは特に変更が—例えば低下するとか、そういうことにはならないという理解でいいですか。

○平順寧医務課長 現行どおりでございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、乙第16号議案沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

資料の62ページをお開きください。

本議案は、国民健康保険法の一部が改正され、県調整交付金が給付費等の7%から9%に引き上げられたことに伴い、市町村へ交付する普通調整交付金及び特別調整交付金の割合を改める必要があることから、条例を改正するものがあります。

議案内容につきましては、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の175ページをごらんください。

以上で、乙第16号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時22分 再開

○呉屋宏委員長 再開いたします。

午前に引き続き審査を行います。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの議案を見ますと、国から県に公費負担が入れかわるぐらいに見えますが、この改正が出たもとには広域化等の支援方針が国から出ていることと関連はありますか。

○仲村加世子国民健康保険課長 広域化支援方針は平成22年度の法改正でもって、県が県内の市町村の広域化を進めるために必要な施策等について方針を定めるということが出てきております。今回の法改正の中で保険財政共同安定化事業という、市町村が共同で行っている事業の規模が拡大されるということがございますが、これが都道府県単位化の推進に関与しているということで、関連していると理解しております。

○西銘純恵委員 国民健康保険を都道府県単位化するということで、県も支援方針を前に提案していましたが、国が進める広域化について、平成22年5月19日の皆さん宛てに出された策定一厚生労働省の保険局長の通知になるのでしょうか。国民健康保険事業は皆保険制度であって、誰でも安心して医療が受けられる制度だという。これが昭和40年に法ができた目的だと思います。広域化方針を出したところから、逆にもっと県民が医療を受けられない状況になるのではないかと危惧しております。簡潔にお尋ねしますが、国民健康保険財政の安定化を図るための具体的な施策ということで、国の支援方針の中に出ていますが、先ほど保険財政共同安定化事業について都道府県単位で進めることになるので広域化の推進に関連しているだろうと答弁がありました。広域化そのものは重要性があるのではないかと考えていますが、広域化に向けて医療費適正化とか収納対策ということで、明確に国が皆さんに言っていることがあると思うのです。その辺について、もう少し説明をしていただけますか。

○仲村加世子国民健康保険課長 広域化支援方針の策定について、ガイドラインという形で国が出しております。その中では、収納率の目標や赤字解消、標準的な保険料の算定方式等、こういった標準等を策定するというのを、できる限りこの支援方針の中で盛り込んでいくようにということになっております。

○西銘純恵委員 収納率を高めることが目標になっていると思いますが、実際に収納率といいますと、私たちがいつも思うことは、国保税そのものが高すぎて払えない。ですから低くすれば誰でも払えるようになると言っているのですが、ただ収納率の目標を立てて収納率を上げていくということが、実際の手だてはどういったものになるかということを知りたいです。強制的に徴収するという方向で実際は進んでいるのではないかと思うのです。強制徴収について、向上対策においてどのようになったかということを検証したほうがいいと思うのです。市町村の収納率を上げるための差し押さえ等の強制徴収については減

っているのでしょうか。どうなっているのでしょうか。

○仲村加世子国民健康保険課長 県内市町村の滞納世帯に対する差し押さえの状況ですが、平成20年度から平成22年度までの3年分を申し上げます。平成20年度は17市町村2569件で、2億8502万円。平成21年度は21市町村2578件で、3億2827万円。平成22年度は22市町村1991件で、2億2909万円となっております。

○西銘純恵委員 差し押さえの市町村数は減っていますか。

○仲村加世子国民健康保険課長 平成21年度から平成22年度にかけて、1市町村ふえております。

○西銘純恵委員 差し押さえそのものがふえてきたと。それでは、国保税そのものは、加入世帯の平均所得はふえていますか。1人当たりの国保税額は減っていますか、ふえていますか。

○仲村加世子国民健康保険課長 国保税のもとになります課税標準額ですが、平成20年で38万円、平成21年が36万2000円、平成22年が35万7000円ということで、この3年間では減少傾向でございます。

○西銘純恵委員 私がこの間議会でお尋ねしたことが、加入世帯の平均所得と1人当たりの国保税額の推移ということで、平成17年度から平成21年度までの資料をもらったのです。平均所得は平成17年度の39万6000円から平成21年度に36万2000円、1人当たり3万円の減少です。1人当たり税額は5万4758円から上がって行って、平成21年度に5万8994円ということです。ですから実際、国民健康保険世帯は、所得は減っているけれども国保税は1人当たり上がっているということで、ここに支援をしないといいいますか、そういうことをしないと皆保険制度は守れないと思っています。四、五年見てもこのような状況ですが、国民健康保険ができた当初の世帯主の職業の構成はどうでしたか。今と変わらないのでしょうか。

○仲村加世子国民健康保険課長 昭和40年と平成21年の比較ということで申し上げます。農林水産業は38.9%から2.7%に、自営業は23.5%から13.1%に、被用者一雇われている方は18%から32.4%に、無職の方は6.1%から36.7%となっており、構成割合が非常に変わってきております。

○西銘純恵委員 雇われている方はふえたと言われましたが、今はかつてと違って終身雇用、給料が上がっていく安定している雇用とは違って、今は不安定な、雇われていても期間、定期の派遣とかそういう皆さんがふえているという状況です。無職が6.1%から36.7%までにふえたこと自体、払えない世帯が国民健康保険に加入しているということは、はっきりしていると思うのです。その上、収納率の向上ということが実際にできるのかと思うのです。もう一つ私が気にしていることは、収納対策でインターネット公売のノウハウの共有が考えられるとか、強制差し押さえが強化されているというところも指摘しないといけないと思います。これは支援方針に書かれていることを言っていますけれども、もう一つ、赤字解消の目標年次についての部分だけ説明をお願いします。重要なことが書かれていると思うのです。

○仲村加世子国民健康保険課長 国から来ました通知を読み上げて御説明に変えます。赤字解消について、一般会計繰り入れによる赤字の補填分については、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するように努めることと書かれております。

○西銘純恵委員 結局は保険料を引き上げなさいと。もう一つは、収納率を向上させるために強制徴収を強めなさい。医療費適正化策の推進は医療費を抑えなさい、病院に行くことを抑えなさい。この3点。そして、一般会計繰り入れをするなということが明記された国の方針です。ここをそのまま進める大もとになっている一広域化を推進するような内容の制度改正になっているものですから、私はとても危惧するのです。実態はどうかのですか。一般会計からの国保税を上げないために繰り入れをする一軽減するための繰り入れを法定外繰り入れといいます。この法定外分については平成22年度の財政状況で厚生労働省が公表されています。一般会計から繰り入れする法定外繰り入れはふえていますか、減っていますか。

○仲村加世子国民健康保険課長 本県における市町村国保の法定外一般会計繰り入れは、平成22年度で約65億8000万円ですが、平成21年度に比べますと9億7000万円程度減っている状況です。

○西銘純恵委員 平成22年度、平成23年度ありますが、法定外繰り入れをしないという方針が出たわけですね。それで減らされている、市町村がそのよう

な方向に向いているということ、今おっしゃったと思います。ただ、全国的には法定外繰り入れは10.5%、378億円ふえているということが指摘されているように、やはり負担を重くしないためには一般会計からの繰り入れしかできないという実態があるので、きょう提案をされている議案についても、とても危惧をするところがあります。調整交付金が7%から9%へふえますと。だけれども定率国庫負担は34%から32%に減らされるわけですよ。国から入ってくるのは減らされて、県の交付金をふやさないということが明記されているわけです。ですから、都道府県でやりなさいという流れになっているわけです。法がどんどん改正されていますので、平成16年度まで従来されていた国の負担割合を説明していただいて、平成24年度以降、今度の改正でどう変わるか説明してくださいませか。

○仲村加世子国民健康保険課長 委員のおっしゃる平成16年度までは、県調整交付金という制度はございませんでしたので、国の定率国庫負担、調整交付金で公費50%、保険料等で50%という制度設計でした。その後、平成17年度から都道府県の調整交付金7%が導入され、調整交付金が9%、定率国庫負担が34%という制度設計になりました。今回の法改正におきましては、国の定率国庫分の34%を32%に2%引き下げまして、これを都道府県調整交付金の2%増に充てるということになっております。全体としては国の調整交付金が9%、定率国庫が32%、県の調整交付金が9%という形になっております。

○西銘純恵委員 資料としてもらった国民健康保険の調整交付金についてというペーパーで説明していただきました。50%国費が入っていた平成16年度までの残りの50%は、国保税等の高額医療費共同事業、保険基盤安定制度というものも国費が入っているのです。だけれども平成24年度以降については、本当に国から入る国庫負担が、平成16年度から見れば40%から32%と8%減らされるし、財政調整交付金も10%から9%相当に減らされるし、高度化事業についても国が持っていたものを全くなくして、県が4分の3持つと。そして県の財政調整交付金が9%ということで、まさに政府がこれまで出していた負担金をもっと削減していくという中身になるというのは、財政力の弱い沖縄県がどうなのかと。この先、これに対して、県民の医療を守るという立場で安定的に国保財政を運用することができるのかどうか、逆に平準化や市町村の保険料率はみんな違いますよね。これがみんな平準化される一所得の少ない地域ほど所得割は低い割合でやっていると思うのです。都市部の所得に合わせたときに、本当に耐えられるか。そして市町村が繰り入れもするなというところまではっきり

と国が言っているわけですよ。ですから、どうなのかということも含めて、これは広域化が県民の負担を軽減するものでもないし、もっと医者にかかれないうことになるのではないかと、とても危惧しています。ですから、これは本当に国の制度として皆保険制度、ナショナルミニマム、医療はどこでも受けられる一本当であれば65歳以上は無料にして当たり前だと思うのです。ぜひ新たに方針転換を含めて、県に対してもそういう声を上げていただきたいと要望し、質疑を終わります。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 そもそも、広域化ということに対して都道府県、市町村の環境はどう変化しますか。突き詰めて言えば、個人の負担増になるのか、ならないのか。市町村の負担増になるのか、ならないのか。そこら辺を教えてください。

○仲村加代子国民健康保険課長 広域化することで、市町村間の保険料の差が平準化するということが一つにはございます。ただ、それは平準化ということですので、医療費の低いところが若干高いところの負担を軽減するという形になりますので、でこぼこをならすといった効果があるということで、特に非常に保険者規模の小さい市町村では、入院したり、手術をしたりということが、そのまま医療費にはね返るような部分がございますので、そういった保険リスクの軽減ということでは、広域化の意味もあるということです。

○比嘉京子委員 広域化に対する制度の改変といいますか、それが行われてきた背景を読んだのですが、やはり国の支出をいかに減らして、都道府県や市町村に負担させるという、つまり国の支援をどんどん減らしてきていることと一私どもも国保ですけれども、私などは7万円以上月々払っていると思うのです。もう一つ拍車をかけているのは、先ほどおっしゃっていた農林水産業の人が主だったものが、非正規とか失業も含めてですが、そういう人たちの対象になって、そこが払えない現状も含めて、国の負担増をいかに下におろしていくかという、言ってみれば市町村、県の締め上げ、それで医療を受ける住民の締め上げ。ユイマールでやりなさいというようにつなげている法案だと思っているのです。それはどうですか。

○仲村加代子国民健康保険課長 先ほど申し上げたように、広域化することについては一定の安定感に資するという面もございますが、ただ、広域化するだけで赤字が解消するということではございませんので、県としましても一全国知事会も同様ですが、公費の拡充を含めて、国保の保険財政基盤強化ということを今後とも要望していくという状況です。

○比嘉京子委員 今こそ県単位で、もちろん全国知事会も含めてですが、国が今まで負担減してきたものを上げていかないと、例えば沖縄県のように高齢者が多いところで医療費の負担が増加になると一国は一定以上出していないわけですから、みんなで負担し合うということは、だんだん、それが負担増につながっていくというシステムを、皆さんは提案しているのではないかと私は思っているのですが、それはどうですか。

○仲村加代子国民健康保険課長 この2%の税率負担を県にという部分については、これまで同様、交付税措置をされていて算定されてはおります。委員がおっしゃることは、今後とも高齢化の中で医療費はだんだんふえていくだろうということで、その負担はそのまま被保険者にも影響を与えていいのかという御趣旨かと思えます。例えば税一体改革の中で、国保の基盤強化ということで2200億円投入するといったことが提案されておりますので、こういったものを確実にやっていただく—それは一定の効果があるとは思っております。それも含めて、今後とも、制度設計を行う国に対して抜本的な改革を求めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 結論ですが、結局保険料が支払えない人がふえてきたために、負担もだんだんふえてくる。もちろん先ほどの数字のように、言ってみれば差し押さえ等にも入っているということから見ても、私はある意味で国が責任を放棄し、市町村にしわ寄せをするような—美名のもとにですが、国から来たからこれで行きましょうという話ではなくて、押し戻していくぐらいのことを都道府県が団結してやらないと。その負担増が受益者に行くという構図を認めていくということに、私たちは加担しようとしているのではないかと思っているのです。それは大丈夫ですか。

○仲村加代子国民健康保険課長 大丈夫ということは必ずしも言えないのですが、今回は法改正があり、その対応ということで、今後、市町村の負担増加がある分について、県として助成していく財源を特別調整交付金として充てよ

うという改正でございますので、これはやるべきものと考えております。ただ、財政力の弱い沖縄県のような都道府県にとって、これから行われる法改正が有効なものかどうかは常々検証して、必要に応じて意見等を述べていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 私が読みました広域化の議論の中で、国庫負担増を求める市町村の首長議会からの意見書がこの2年間で200件を超えていると。県としてももちろん出しているのだらうと思うのですが、そういう中において、これを認めるか認めないかと今問われているわけです。我々も使っているから国保税が上がっているわけですよ。当初はそこまで高くなかったはずですよ。それが使っている頻度で、国がこれ以上出さないというような状況の中で我々を締めつけ一市町村は国庫負担の割合がみんな違いますよね。沖縄県内でも那覇市と他の市町村は違いますよね。

○仲村加代子国民健康保険課長 先ほどの50対50という制度設計は大枠ということにして、その中に国の調整交付金というものがありますが、これは市町村の財政力に応じて交付されることになっておりますので、例えば東京都の中で非常に財政力の強いところについては交付はされない、その分財政力の低いところに交付されるという形になっております。確かに国庫の定率が引き下がってきている状況にはございますが、前期高齢者交付金ですとか、被用者保険から国保に財政調整してもらおうといったような制度等も含めて制度改正はされておりまして、国保の歴史というものは常にこういった財政力の弱い市町村に対してどう支援をしていくかという制度改正の歴史がありますので、こういった歴史を踏まえて、今後とも国の制度設計の状況を常に注視してまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第38号議案指定管理者の指定について、審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○**崎山八郎福祉保健部長** それでは、乙第38号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の66ページをお開きください。

本議案は、「沖縄県立石嶺児童園」について、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定に当たって、公募を行ったところ、現指定管理者である社会福祉法人美原福祉会の1団体から応募があり、沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会の審査意見を踏まえ、当該応募者を指定管理者の候補者として選定しております。

議案内容につきましては、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の223ページをごらんください。

以上で、乙第38号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**呉屋宏委員長** 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第38号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 午前中に一部やったのですけれども、現在の指定管理者が継続して指定を受けるということですが、現在の指定管理料、実績評価をどのようにしたのかということからお尋ねします。

○**山城秀史青少年・児童家庭課長** 現在、平成20年度から平成24年度—今年度が最終年になりますけれども、今年度末までを含めた実績の見込みは、5年間で11億1289万1000円です。

○**西銘純恵委員** 平成24年度、児童指導員の基準がよくなりましたということをおっしゃったのですが、実際それに対応する予算措置ということになっているのでしょうか。これは指定管理をやるときの11億円ということだと思っているのですけれども。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 指定管理につきましては、5カ年ということで債務負担行為を設定しました。平成20年度からの債務負担行為につきましては、当初およそ10億6900万円でしたけれども、先ほど委員の御案内もありましたとおり、基準の変更などもございまして、平成24年度そのままの債務負担行為でも足りなくなるということがございましたので、平成23年度で債務負担の補正をしました。それがおよそ4300万円でしたけれども、それで当初が10億6900万円、これに補正を加えまして平成24年度末で約11億1200万円という数字でございます。

○西銘純恵委員 制度が変わった職員体制、人件費に当てるのがどれだけという積算だったのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 まず前半の御質疑にお答えします。先ほど答弁いたしました配置基準につきましては、6対1が5対1になったというのは小学生以上の基準でございます。1歳児、2歳児、3歳から小学校に上がるまでの年少児につきましては、従来と基準の変更はございません。小学生以上について6名から5.5名に1人の基準ということで、基準の変更が行われていると。これは石嶺児童園だけではなくて、全国の児童養護施設について共通の見直し、変更でございます。

石嶺児童園につきましては、美原福社会で基準よりも手厚い配置を従来しております。先ほど申し上げました平成24年度に基準の変更がありましたけれども、それ以上に職員が配置されておりましたので、実数として人数がふえたということではございません。

○西銘純恵委員 補正で増額したのは一職員体制は変わらないけれども、なぜふえたのですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 実際に児童と接する職員につきましては、旧の基準でいきますと15名でございます。それが、今回の改正で17名ということで2名の増になっております。基準においてです。

○西銘純恵委員 それでは、15名体制でよかったけれども17名でずっとやってきたと、先ほどの答弁ではそう受け取れるのです。17名でずっとやってきたと。そうすると手当そのものも、報酬というのか賃金というのか、変動はなさそう

なのですが。説明が余りわかりません。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいのですが、4月1日現在の基準数は18名でございます。指定管理料との関係で申し上げますと、実際には配置基準が6対1から5.5対1に改正されたこと以外にも、里親支援専門員であるとか、そういった配置も加えられておりますので、支援の充実を図ることにより、現在、実際に配置している職員数は25名でございます。

○西銘純恵委員 児童指導員、保育士という部分と、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員とかそういう新しい皆さんの仕様書を見たら、細かいことを書かれているのです。ただ、今おっしゃった現在25人ですといたらよくわかりませんが、施設長を除いても37名とか、またわかりづらい数字になってくるものですから、実際に補正で出した4300万円というものが、もろもろの人件費等も含めてふえたという積算内訳については、答えてもらえなかったのです。4月1日からの基準数18人というものは、前年度までの人数でも18人体制できていたということは間違いはないのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 昨年も国の基準を上回る職員が配置されていたということでございます。

○西銘純恵委員 聞いたのは、昨年も上回る一何名だったのですかということですか。今度、4月1日は国の基準は18名だけれども、今年度も18名以上いるのですか。25名ですか、何名いるのですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 4月1日現在で25名でございます。

○西銘純恵委員 それでは、直営のときに使っていた年間の経費と指定管理にした5年分で11億円余りということですから、2億余りですか、これとの比較はどれだけだったのでしょうか。当初の部分があるのですが、ほかと同じように皆さんが指定管理に出す大きな理由の一つに、行財政改革で経費を落とすと。人件費が大もとになっているということ、他の関連でも何度もやってきて思っているのですが、公から指定管理に委託をするときにどれだけ削減されたのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 石嶺児童園の直営といたしますか、県営の最終年が平成19年度でございます。そのときの実績額、つまり人件費を含む運営経費につきましては3億8188万円です。これに対しまして、その直後の平成20年度ではなくて平成23年度を持っているのですけれども、平成23年度の実績額は2億3090万4000円でございます。その差は、1億5098万円となっております。

○西銘純恵委員 職員体制は直営のときに何名で一平成19年度の職員体制は何名で平成23年度は何名体制だったのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 募集要項における数字で確認しております。前回といたしますか、現在の指定管理に当たっての標準職員数—これは当時の県の体制の数字を標準としてカウントしておりますけれども、総数で38名ですが、常勤の職員が28名、非常勤が10名の合計38名でございました。これは直営時です。現在は今回の募集要項でも、先ほどの標準職員数として表示しておりますけれども、常勤が38名、非常勤が6名の44名でございます。この数字は、現在石嶺児童園に勤務している職員数です。

○西銘純恵委員 職員体制が直営のときより常勤が10名多いと。だけれども、1億5000万円削られているということは、処遇として、働く皆さんの賃金、給与に反映されているという以外はないと思うのです。そのまま同じ考え方で新たな指定管理も行うということでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 直営時、やはり県議会でも議論がありましたけれども、やはり県職員の人件費の高さが一つ課題として掲げられておりました。石嶺児童園を指定管理するに当たって、児童の処遇の向上、あるいは民間のノウハウの活用等もございましたけれども、実際に県内の石嶺児童園を含めた8つの児童養護施設につきましては、現在、措置費の支弁基準に基づいて算定をして、実績として支払いは行われております。今回算定を行っている数字につきましても、措置費の支弁基準に基づいて算定をしておりますので、石嶺児童園も同じような費用で児童に対する処遇が図られているのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 今度の指定管理料は年間幾らですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 指定管理につきましては5年間を予定して

おりますので、債務負担行為を設定することにはなりませんけれども、平成25年度の指定管理料の見込額としましては2億4900万円を予定しております。

○西銘純恵委員 人件費は1億6378万円ということですが、38人の常勤でやってもらおうと。8年勤務をした県職員と同等な資格者を計算したら、人件費38人分でどれくらいになるか出したことはありますか。すぐに出せますか。幾らでしょうか。1億6300万円同額ですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 ただいまの御質疑に関しましては、これまでそういう計算などをしたことがございませんので、把握しておりません。

○西銘純恵委員 8年勤務で給与体系一年収が幾らになるのか、掛ける38名ということで大方出るのかと思うのですけれども、私は8年というものが妥当かどうかということも聞きたいと思うのです。人件費がどうかというところで、気になるところがありまして、去年だったか、おととしだったか、直接そこに臨時で入った児童指導員になりますか、学習支援ということで入った方の相談を受けて、議会で一般質問をやったことがあるのですけれども、月収が11万円弱で生活ができないと。その子供たちに教育支援ということで入ったけれども、生活ができないからということで賃上げの話をしたら、その規定ですと言われて、那覇市役所に生活保護の申請に行ったそうなのです。そういうことまで起きているわけです。ですから、6名いるという非常勤の部分ですが、最低賃金であればいいという考え方ではなくて、やはり人を育てるという大事な部署にいる職員の処遇を、お金の換算してやるわけですから、それなりに払っていくという立場を持つべきではないかと思って、公営にしたときとどうなのかというところをお尋ねしたのです。もう一点は、現在入所している児童の入所理由一何名いて、入所理由はどのようになっているのでしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 ことしの10月末現在で、88名の児童が入所しております。ちなみに、最近は定員いっぱいの90名入っているということですが、把握している数字が10月末です。その88名についてですが、10月末現在で、石嶺児童園に入園した児童の主な理由ということになりますが、88名中虐待を受けたということで入所した者が46名。これは52%くらいになるかと思えます。あと、親などの看護が不適切であるとか、親が障害を持っているというような理由が続きます。

○西銘純恵委員 88名いて、虐待が半分以上いるということになると、ある意味では国の基準よりもっとふやさないといけないのではないかと一先ほどの条例改正があったのですけれども、私たちは里親のところもスタディーツアーで超党派で行って来ました。やはり1人の虐待を受けた子を見るということ、児童園では実の親でない人がやるわけですから、とても大変ではないかということを実感したのです。本当に格闘しているというか、愛情を持って接するというか、それでやって子供たちが本当に受け入れるかどうかということも大変な仕事だと思っているのです。そこら辺の国の基準そのものが今年度見直しされたということではあるけれども、まだ小さな子供たち一本当に乳幼児で来た子供たちも大変だと言っていたのです。夜泣きと云ったか、ずっと泣いて全く手がつけられない、どうしていいかわからないと、里親さんが話していたのです。そういう意味では、本当に1対1で指導員などがつく必要があるのではないかととても感じました。もう一つは、当直対応の夜勤という職務が、実際は何人体制で夜勤をやって、夜中にこういう子供たちの関係で、体制的にも現状はどうなのかと。もっと体制を強化することも必要ではないかと。今受けているところが継続してやるということは一福祉関係のそういうところではあるけれども、国の基準が最低だという考え方で当たるべきだと思うし、こういう施設というものはやはり公がやって、実際の職員の皆さんが実感として、こういう施設をもっと拡充しないといけない、人数もこれではだめだと一ほかにも同じような施設がありますね。だけれども指定管理をしているから皆さんはそれについてもかかわることができるのであって、丸ごと民間にしたら、県の職員の皆さんも、養護を必要とする子供たちの状況が一切見えなくなってくるわけです。ですから、私は指定管理をして引き続きやるということについて、一歩立ちどまって、県で少し頑張ってみようかということもやってしかるべきではないかと思うのですが、直営に戻すかどうかという議論はなされていますか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 現在は石嶺児童園の指定管理に関する議案を御審査いただいているところではございますけれども、県内の養護施設一石嶺児童園を含めた8養護施設については、それぞれ児童指導員、保育士、あるいは虐待を受けた子供に対する個別の対応の職員であるとか、体制を整えて処遇をしているところでございます。また、児童相談所からのいろいろな相談、バックアップであるとか、こういったことも行いながら児童の養護をやっているところでございます。それで、県内においては、おおむね適切に児童の施設における養護が図られてきているものと考えておりまして、民間、公にかかわらず、県内ではこれまでのところ児童養護については、きちんと対応さ

れているものだと考えております。

昭和32年頃に石嶺児童園が県内初の児童養護施設として設置されます。その間、先駆的な役割を果たしてきたと考えております。ただ、その後も児童養護施設が県内で多く設置されてきておまして、民間でも十分に機能を果たせるような状況があります。県では、公の施設の指定管理に関する運用方針が示されておりまして、法人において児童養護が行えるということが進んできておりますので、今回の指定管理に当たっても、引き続き石嶺児童園を指定管理で行っていただきたいということで提案をさせていただいております。今回、指定管理に当たっては指定管理を行う前提で検討を進めてまいりました。

○西銘純恵委員 県内の児童養護ということも含めて、福祉ですから、実態を知るという一民間に全て丸投げしていったって、福祉の現場が見えない、就労の現場が見えない、困難さが改善されているのかどうか。一切見えないというところに、他の施策にもいろいろかかわってくると思うのです。もっと小さいときから支援を行うことが必要ではないかとか、行政的な施策をどう展開するかということに関連してくるのですけれども、それを丸ごと民間に投げてしまったら見えなくなるということを私は指摘しているのです。ですから、本当に民間がよく頑張っていると、何をどう頑張っているのか。その皆さんに対する条例改正のときにも要望があったけれども、要望については答えられませんということが午前中の議論だったのです。ですから、皆さんが実際現場を身をもってわかっていないということが出てくるわけです。公というものは施設ごとにきちんと残していったって、そこで何が課題となるのかということも含めて一老人福祉関係もそうです。そこでやってもらっている中で新たな行政の展開として何が必要かということ、みずから行政として考える大事な公の施設になるのではないのかということで、そういう議論が今度全くされなくて、指定管理を継続するというだけでしか話がなかったということは大変残念です。いずれにしましても、現場で相当大変な思いをしている皆さんの少なくとも要望などについては、財政的なもので県は応えることができるのです。ですから、そういう立場を少なくともとってほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 先ほど課長が申し上げたのは、現場の意見も聞いて虐待対応とか、体制を強化していく必要があるというような声を聞いた上で、看護師とか被虐待児対応の個別職員とか、それを年次的にふやしてきました。充実させてきましたということをお願いしたかったというところが1つです。それと、県立の施設で指定管理ではあるのですが、この児童園において虐待児

が多いということは先ほど申し上げたことですので、その対応が難しいということについては、共通の認識を持っております。ただ、これは児童相談所でありますとか家庭児童支援センターですとか、そういった関係機関が共通のテーマで、共通の体制で支援をしていきたいと思いますという体制構築を、今図っているということですので、それも体制を強化している事実として御報告しておきます。さらに、直接県営がいいのではないかということについては、当初の指定管理のときの議論の中で、メリット、デメリットをいろいろと議論をさせていただいて、民間に指定管理ということで指定をさせていただいたのですが、当初はやはり大変な混乱がございました。職員を派遣して運営の定着を図ってまいりましたが、やはり2年程度はこの施設の定着に課題があったと私たちも認識しています。その後、いろいろな支援ということで、毎年検討、総括をしているのですが、その中で評価が高まってきて、今回の指定管理に当たっては、各委員の皆さんに事前に指定管理についてとか、基準とかについて議論をいただいたのです。その民間の委員の皆さんも、指定管理を継続していきましょうという御意見をいただいておりますので、それで進めさせていただいたということになっております。県が全く関与していないということはありません。一緒につくっていくというスタンスでやっております。

○西銘純恵委員 やはり指定管理の一番の目的が経費を落とすと、大方が人件費だということは、いろいろな意味で量的にも質的にも働いている職員の犠牲なしにそういう施設は運営できないと思っています。その観点で見えていないということを指摘をして議論を終わります。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 引き続き今の議論ですけれども、かかわっていないということではないという意見もあったのですけれども、例えば県の職員が28名常勤していて、その人たちが何年間かして県の本庁に戻ると。そうすると、実態を非常にわかる人が政策現場にいるわけです。そういうことも絶たれてしまっているということは1点だけ指摘しておきたいと思うのです。まず、指定管理になって実態のチェックは誰がどのように行っているのですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 これは協定に基づいて、毎月の月報を報告していただいております。それから、毎年度半期ごとに報告書も出していただ

いておりました、その年次報告を受けてモニタリングということになります。そのモニタリングシートを評価した上で制度審査委員会を開催いたしまして、御意見をいただいて、それを改めて園に課題点などについてフィードバックしていくという形になっております。

○比嘉京子委員 モニタリングをもう少し説明してください。

○垣花芳枝福祉企画統括監 年度途中で毎年、1回以上モニタリングをして、外部の委員で評価委員会をやるということになっています。評価項目は指定管理のときに条件を付した、いわゆる管理部門、支援部門、人材の配置、研修そういった多岐にわたった形での項目で、目標はどうか、実際にどう行われたのかということについての評価を行っております。

○比嘉京子委員 そこに入所している子供たちが、どういう扱いを受けていると実感しているのか。その子供たちがその中にいることによって、精神的にも肉体的にもどういう状況に陥っているのかということは、誰がどのようにわかるのですか。今、月報とか一報告というのはそこを管理している人が一方的に書いているわけだから、その人たちが言っていることを聞いて、そのようになっているのだという理解では困るわけです。もう一方の側からもきちんとした状況を把握できているかどうかなのです。というのは、我々には周辺からさまざまな情報があります。石嶺児童園のその周辺からある情報が、果たして事実かどうかも含めてですけれども、そういう意味で子供たちがどう思っているか。それはこの3年間、どうですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 先ほどは指定管理に当たったの制度的なチェックでしたけれども、実際の具体的な措置している児童の状況などにつきましては、入所児童の処遇に関して権限を持っております児童相談所が、内部に入ってチェックに当たっております。

○比嘉京子委員 日々生活している子供たちですよ。寝起きをともにして生活しているわけです。88名とか、定員90名いるわけだから、その子供たちが当時荒れていましたと言いましたけれども、職員が総入れかえするわけですよ。つまり指定管理になったときに、県の職員が撤収して、新たな人たちに入れかわるわけですよ。そうすると、これをまた3年期限が来たからといって一今回はたまたま前回と同じところになっているのですけれども、そもそも論とし

て、次、3年になりましたからとって、違うところが指定を経費で考えたりしていると、次のところが来て、これだけなれ親しんできた3年間の人たちが大方入れかわる。こういうことが、生活している子供たちに与えることとして、本気で県が指定管理者を見直すかどうかの議論がなかったということからしても、この施設に対する県の考え方は大問題だと思っているのです。どうですか。つまり、今は社会福祉法人美原福祉会になっていますけれども、3年間たって本当に全部入れかえてもいいのですか。これが指定管理なのです。そのような制度を皆さんは是としている、議論もしないというわけですよ。本当にそれでいいのですか、福祉保健部長。きのうまでいた人が総入れかえになってもいいのですか。何名か非常勤は声かけて残すかもしれませんけれども、どうなのですか。

○**呉屋宏委員長** 所用のため、副委員長に委員長の職務を代行させますので、よろしく願いいたします。

休憩いたします。

(副委員長、委員長席に着席。)

○**狩俣信子副委員長** 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしく願いいたします。

垣花芳枝福祉企画統括監。

○**垣花芳枝福祉企画統括監** 委員御指摘の職員がかわるということについては、非常に重大な問題だと私たちも理解、認識しております。当初、指定管理で県直営から指定管理者制度に移った場合においても、県の職員を残すと。要するに子供たちとの顔つなぎの者を残していくということを行ってまいりましたが、やはり十分ではなかったとして、その辺については十分に認識しています。その後5年間の間に、どのようにして施設の中で定着を図るのかということで一先ほどの繰り返しになりますが、県のアドバイザーを派遣したり、いろいろな体制を整えてまいりました結果、現在は、評価委員会の中でも非常に高い評価をいただく施設運営をしております。施設の指定管理の変更に当たりましては、職員の入れかえではなくて、職員も引き継ぐということを公募の条件として出しているところです。この辺の継続性の確保については、十分に配慮をしていく必要があるだろうということを認識しております。

○比嘉京子委員 不特定多数を相手にする指定管理については容認してきました。しかし、生きている人間を対象にして、特定の人間が対象なのです。そういうところを県が指定をするということは、これはその法の趣旨からしても、県としての資質が問われると思っています。ですから、一方的に指定を受けている人たちからの報告のみですが、議論を常にやるべきです。子供たちの状況は、他者が、1日2日入ってわかることではないのです。そのことについて、皆さんはどう把握しているのですかと先ほどお聞きしたのですが、それはどうですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 児童養護施設に児童を措置するのは、児童相談所が行います。児童相談所におきましては、この児童の担当のケースワーカーがおりまして、子弟との調整を含め、施設に入所して支援が終わるわけではなくて、基本は家庭復帰ですので、やはりそこの調整の中で児童との面接も適宜行っていく、子供たちの意見も聞いていく。そのようなことについては、児童相談所を中心にして行っているところです。

○比嘉京子委員 質問からずれていると思うのですが、では、子供たちがそのときにどう捉えたか、どう思ったか、どう反発したかということは、児童相談員が受けとめているのだという言い方ですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 この評価委員会の中で児童相談所の職員も参加して、要するに指定管理者が報告する内容と、児童相談所の職員が把握している内容は、そのモニタリングの中で問題点を出して共有していくようにやっていますので、その中で認識が違うということについては、双方で実態を把握するし、対応していくこととなります。

○比嘉京子委員 県の職員は何名残って引き継ぎをやったのですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 平成20年4月からの指定管理でしたが、その前に議決をいただいた後1月から3月は、法人から石嶺児童園へ研修に来ていただきまして、そこで引き継ぎを行っております。4月1日からは県職員を4名出向させました。石嶺児童園は4寮ございますので、1つの寮に1人ずつということで4名出向しております。

○比嘉京子委員 38名の中から4名は残しましたということが実際だろうと思うのです。全国の児童養護施設で指定管理をやっているところは全国で幾つあって、幾つが指定ですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 平成23年4月1日現在で把握しておりますが、全国に児童養護施設は585施設ございます。このうち公設公営が17施設、それから公設民営—これがいわゆる指定管理になりますけれども、これが25施設、あとの543施設が民設民営ということでございます。

○比嘉京子委員 公設公営が17施設の中で、沖縄県は公設民営に入ったというわけですね。まだ公設民営が17施設残っている中で、沖縄県は3年前に公設民営に入ったというわけですね。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 そうです。補足をさせていただきますと、公設公営17施設のうち、都道府県が設置しているのは、3団体で3施設ということございまして、先ほどの公設民営の25施設のうち、都道府県立は5団体で12施設。そのうち沖縄県が1つということになります。

○比嘉京子委員 先ほど西銘委員も言っていましたけれども、屈折した子供たちを受け入れる中において、まず対象が何年間もここを卒業するまでいるわけですから、その中において管理者がかかわっていくような制度そのものを導入するということに対する問題点と、先ほどから言っているように県の政策反映の中に、どのような環境のもとで、施策は生まれるのかといったときに、今のように入から間接的にかかっているのと、職員がそこに入って行って戻ってくるのでは、実態がわかる人ということが全然つながっていない、絶たれているのだと理解しているのです。そのような姿勢が、県の中で施策を生むときにどういう状況に陥るのかということを考えると、やはりこういう施設によっては、県民の皆さんが考えるには、予算の削減は望んでいないと思うのです。こういうところは、もっと手厚くし過ぎるほどしてもいいのではないかとみんな思っています。なぜかという、こういう子供たちがやはり県を担っていくわけですから。こういうところで1億幾らの削減をやっていくのか、よくわかりませんが、私としては24時間対応しているような施設だからこそ、それから、県の施策の反映に関しても、こういうところを民間に委託すればいいというような問題ではないという認識は持つべきだと思うのですが、いかがですか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 民間であるからサービスが悪いというわけでもないと思います。民間であっても、ある程度しっかり経験を積んで対応しているわけですから、それはそれでしっかりしたサービス提供ができるという認識を持っていますし、県も外部からそういった調整をしたり、働きかけをするなりでかわりを持っているわけですので、そういったあり方ということもあっていいのではないかと考えております。

○**比嘉京子委員** では、ゼロ歳から入っていて3歳になったら人がかわり、8歳になったら人がかわっても、それは構わないのではないかとということを含んでいる議論ですよ、これは。指定管理そのものが、期間が来たらいろいろな人の参入を促して、競争させるのだと。よりいいものを選ぶのだということが指定管理ですよ。民間のノウハウを民間にやらせよう。こういうことを民間のノウハウでやることですかというそもそも論をやってきたわけで、民間が仕事ができないという論では全くないのです。民間のいいところを皆さんが引き取ればいいのです。民間に丸投げしている姿勢そのものに問題があるのではないですかと言っているわけですよ。議論の一つもなかったというところに問題があるのではないですかと言っているわけですよ。答えはもういいです。終わります。

○**狩俣信子副委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 今話を聞いていると、指定管理というものはそんなに問題が起こっているのですか。皆さん方はどのように把握しているのですか、指定管理になって。先ほどは、スタート時はいろいろ問題があって、いろいろやってきて定着はしてきているということだけれども、どうなのですか。

○**山城秀史青少年・児童家庭課長** 先ほどもございましたが、初めて石嶺児童園を指定管理にした際には、確かに職員が県職員から社会福祉法人の職員に入れかわったということで、落ち着きがなかった、情緒面での不安定さがあったという課題がございました。その後、平成20年から現在の法人が児童に寄り添う形で接してきていることで、良好な関係性が築かれてきたものだと思っております。そして、今回5年という指定管理が切れるに当たって、改めて検討した際に、やはり県の方針として公募によるということは避けられなかったので

すけれども、その結果、今回これまでの法人が名乗りを上げて、そして候補者として提案させていただいているという状況でございます。

○狩俣信子副委員長 委員長が戻りましたので、委員長と交代いたします。
休憩いたします。

(委員長、委員長席に着席。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 ですから、私は逆に公務員の一県職員の人件費の高さとか、そういうこともあわせて、公でやっているものをこういう形で民間に指定管理をさせていく。それで経費、予算的なものが浮いていくということは非常にいいことだと思っているのです。民間は信頼度が非常に大事ですので、受ける社会福祉法人美原福社会というところは、し損じたらこの信頼度が落ちるので仕事にならないのです。ですから、県の職員よりは彼らのほうが一生懸命やります。私はそう思います。ですから、そういうことも含めて責任の度合いとか、今さらそうやっているものを、お役所仕事で戻す必要もないのではないかと思うのです。そんなに問題があるのですか、どうなのですか。もし5カ年で短ければ、10年間にすればいいことです。そういう議論を考えたほうがいいのではないですか。どうですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 今、公募制をとっておりまして、5年間という指定管理の期間をやっております。実は今回の公募した後のことですけれども、継続して民間に運営を任せるようなことはできないのかという御意見も民間からございました。それは継続性という意味での話ですが、ただ今回は5年の期間ということで公募しておりますので、今後、この御意見も含めて検討していきたいと考えております。もう一つは、実績でございますけれども、最後の平成24年度の評価の際に、当事者を代表する利用者の意見を述べられる委員がいらっしゃいますけれども、その方からの評価は90%程度できていると、非常に高い評価でした。この方は今回の運営について、いわゆる一般の家庭の利用する側の意見を述べられる方としての評価です。

○照屋守之委員 ですから、そういう県職員が公でやってきたものをこういう

形でやっていく、3年にする、5年にする、経験を積んでいく。一つ一つ課題があります。これは当然です。だからといって、それを戻して県の職員でやれという話は絶対できません。ですから、そういうメリットがあるものに課題があるのであれば、そういうことを一つ一つ改善をしていく。そうしなければ、新しい仕事など何もできないです。今の県の職員の体制はそれを維持するという話でしょう。ですから、私は逆にもっと積極的にこのようなものを、先ほど言ったように5年で短ければ10年にしていく、いろいろなテーマ、課題があります。これだけプラスになるものですが、これだけいろいろな問題がある一何にしたってそのようなことがあるわけですから、このような問題で全体的なプラスを見失うようなことがあってはだめです。今抱えている大変重要な課題があって、こういう指定管理制度そのもの自体を見直すということだったらいいのですが。まあまあうまくいって、いろいろな小さい課題が幾つかあって、それは一緒にクリアしていかななくてはいけませんということであれば、どんどん積極的にやったらいいです。ですから、10年単位でやったらいいです。この受ける側が不安なので、今みたいな問題が出てくるわけです。職員がかわったらどうするとか。10年とか20年とか、そういうスパンでやればいいことです。そしたらこれは1億円プラスになるのが、10年では10億円プラスになるという話でしょう。そういうことを考えたほうがいいです。いかがですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 先ほど申し上げましたけれども、指定管理の期間をどうするかということにつきましては、県全体の方針もございますので、今後の課題とさせていただきますと思います。ただ、継続性を確保するという点については、関係団体等の意見も聞きながら、いろいろと具体的に検討していきたいと考えております。

○照屋守之委員 最後に、とにかく民間でできるものはどんどんやったらいいです。那覇市役所の窓口で職員がやっているものを民間委託するという話を聞きました。どんどんやってくださいと言いました。うるま市役所もそうしております。確かに職員とか組合とかの反発はあります。反発があるかもしれないですけども、市民から評判がいいのです。ですから、そういうことも含めて、プラスマイナスで考えてこれをやって、どうしてもだめだったらもとに戻してもいいのですが、そうでなければ、何をやって問題があるのだから、それをクリアしていくということは、ぜひ積極的に進めたらいいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 少しだけお聞かせください。先ほど、2億2000万円くらいの予算だというお話でした。そして人件費が約1億6000万円くらいというと、子供たちにかかる食費代というものは、5年間で6000万円ということですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 事業費の中の給食費ということでの御質疑でございますので、平成23年度の実績で申し上げますと、給食費については2026万7000円となっております。

○狩俣信子委員 ということは、先ほど年間2億2000万円の予算だとおっしゃいましたか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 平成25年度の指定管理料の見込みとしましては、総額で約2億4900万円です。

○狩俣信子委員 それを月で割ると幾らになりますか。2億4000万円のうちの1億6000万円が人件費で、その残りが食費になるのですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 少し大ざっぱですが、内訳をもう少し御説明しますと、平成25年度単年度で総額2億4900万円。そのうち人件費相当が1億6300万円、それから事務費がおおよそ1400万円、事業費が7100万円で、先ほどの給食費は事業費の中に含まれます。

○狩俣信子委員 その事業費の中で食費は一もろもろ全部それではないでしょう。全部食費ですか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 2000万円です。

○狩俣信子委員 これが年間ですよね。私が心配しているのは月額、子供たちの食費はどのくらいかかっているのかということを知りたいのです。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 先ほどは平成23年度の実績で申し上げましたので、それを12カ月で割ってみました。一月当たり168万8000円です。

○狩俣信子委員 90名の子供たちですよ。168万円の食費というのは十分な額でしょうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 先ほどの数字を90名で割りますと1万9000円弱ですが、児童養護施設における給食につきましては、栄養士が栄養を計算した上でメニューをつくりまして、厨房で調理師によって調理されておりますので、食事については適切に供されているのではないかと考えております。

○狩俣信子委員 1人当たり月額1万8000円ぐらいと見ればいいということですよ。わかりました。

次に、子供たちの様子についてお伺いしたいのですが、近ごろは落ちついてきているという話でした。その中で、実際にいじめとかの問題は起こっていませんか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 問題がある場合には、児童相談所及び本庁の我々にも報告がございます。ですから問題行動などがある場合には園内でケース検討会議であるとか、さまざまな児童を支援する場を設置しておりますので、その中に児童相談所の担当職員が入りまして、一緒に解決に当たっております。

○狩俣信子委員 実態として、子供たち同士のいじめはあるわけですね。

○垣花芳枝福祉企画統括監 いじめというような認識がなかなか難しいところがございますので、ここでイエス、ノーということはなかなか答えにくいところがあります。子供同士のいろいろないさかいといえますか、そういったトラブルというのは、やはり大勢で暮らしていますので、出てくるという報告は受けています。

○狩俣信子委員 私は首里石嶺に住んでいるのです。子供たちの様子が耳に入ってくるものですから、やはり石嶺児童園は、子供たちの心のケアをしっかりとしてもらいたいという思いで聞いております。子供たちの中で、集団生活だからいろいろあるということはわかりますけれども、そういうこともしっかりケアしながら、指定管理の皆さんにはやっていただきたいという思いで聞いていますので、よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 県には監査システムがありますよね。監査委員事務局、また議員選任委員の2人も含めて専属の監査委員と。この施設は監査対象になりますか。どのようにしているか説明をお願いします。

○垣花芳枝福祉企画統括監 もちろん監査対象になりまして、年に1回監査が入っております。

○糸洲朝則委員 監査委員事務局ですか。県の行政の担当部署のチェックもあるのですが、監査委員の対象になっているかどうか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 まず1つは福祉保健部の中に監査指導班というものがございまして、これは県内の社会福祉施設、社会福祉法人に関して毎年適正に行われているか監査がございまして、もう一つは財務関係の監査としまして、監査委員事務局が毎年監査に入っております。

○糸洲朝則委員 今の地方自治法の改正で、行政監査—もちろん財務監査等も当然今までやっています。その施設の運営状況とか、あるいは実際現場に行つての監査というものがあつたわけですね。その対象であるかどうかということです。

○垣花芳枝福祉企画統括監 青少年・児童家庭課長が答弁しましたように、ここは民間の法人であることもあり、法人監査も行います。さらに、県の施設ですので県の監査委員事務局がさらに監査を行うということで、現場での実地監査ももちろん行っております。さらに、先ほどのいろいろな課題についての報告があつた場合においては、随時、児童相談所とか本庁も含めて訪問をしてお話を聞く、いろいろなことを通してかかわっております。

○糸洲朝則委員 多分毎年やるのか1年置きにやるのか、それは監査委員事務局のローテーション等いろいろあるだろうけれども、基本は行政の施設ですから、ましてや子供たちを預かる大事な施設ですから、そこら辺はきちんとしたシステムの中でやっていらっしゃると思うので。例えば、きょうの審査だって、5年なら5年、3年なら3年に1回、監査に見合うような一つのチェック機能

だと思しますので、これはそういうチェック・アンド・バランスというそこら辺がきちんと機能するように取り計らう、あるいはそれを進めるのが皆さんの仕事でもあると思しますので、きちんとやっていただければと思います。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○**赤嶺昇委員** 先ほどの質疑等で気になるのは、子供たちの施設ということで、子供たちの精神状態を見ると、やはり継続的に同じなれた方が見たほうがいいということは、県も同じ認識だと思うのです。その社会福祉法人美原福祉会が指定を受けて、石嶺児童園に働いている職員の正規雇用と非正規雇用の割合をもう一回教えてください。

○**山城秀史青少年・児童家庭課長** 先ほど御答弁申し上げました石嶺児童園の標準職員数ということで、これは募集要項の中で明示をしているものです。これが常勤が38名、非常勤が6名の計44名ということで御説明しましたが、この非常勤という中でも嘱託医師を除けば、有期の正規職員の扱いでございます。嘱託医師以外です。

手元には平成23年度の資料しかないもので、それでお答えします。まず、常勤と非常勤別から先に申し上げますと、非常勤は嘱託医師のみです。それを除きまして45名ですが、そのうち正規職員が31名、非正規職員が14名、この非正規職員というのは有期雇用ということで、先ほどの正規職員というのは一期間の定めのない雇用というのが31名、それから期間の定めのある非正規というのが14名ということでございます。

○**赤嶺昇委員** この有期雇用の皆さんは、直接子供たちと触れ合うような職種ですか。

○**山城秀史青少年・児童家庭課長** 児童と直接触れ合う職員は、養護課に配置されておりますけれども、先ほどの31名の正規職員のうち、24名がその養護課の職員、それから非正規の14名のうち、10名が養護課ということなんです。

○**赤嶺昇委員** 私が言いたいのはそこなのです。子供たちがなかなか心を開かないのです、特に小さい子供は。精神的に親から離されて、ようやくなれてきたときに、職員がかかわると問題になるのではないかとということがあるのです。

そういう子供の視点に立った雇用のあり方は、今回指定管理をするに当たっての課題ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 繰り返しになりますが、こういう課題を抱えて入園してきた子供たちに対する継続した支援体制の確保というのは、非常に重要なことだと思っていますので、そこは随時、指定管理の理事、経営者陣も含めて、意見交換をしながら充実を図っていきたいと思っています。

○赤嶺昇委員 ちなみに、今回、指定管理者の公募に対して、社会福祉法人美原福祉会以外で応募したところがありますか。

○山城秀史青少年・児童家庭課長 公募はしましたけれども、実際に応募をしてきたのは社会福祉法人美原福祉会 1 団体のみでした。

○赤嶺昇委員 1カ所しか来ないということは、やはりそれをやるだけでも大変だと思うのです。それは皆さん認識していますか。今回、ほかの指定管理の議案も審査していますが、結構積極的に参加するところもあるのですけれども、この分野はなかなか厳しいということです。むしろ皆さんが社会福祉法人美原福祉会に頼んだのではないですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 公募ですので、1 団体に特化して頼むということは県としてしませんが、ただ公募について、県内の養護施設ですとか関係団体については、情報の提供はホームページ以外にもやっております。

○赤嶺昇委員 では皆さんに言いますが、公募して来なかったらこれはどうなるのですか。皆さんが積極的にそれを言えない立場かもしれないですけれども、このリスクが高すぎて、子供たちが万が一問題を一起きているのも知っているのです。いろいろな問題が起きています。その問題は子供の問題だから余り表に出ないのであって、それをやはりリスクだと思っているのです。先ほど照屋委員が言ったように、この指定を受けたがために一社会福祉法人美原福祉会は、ほかに保育園もいろいろやっています。だから、ほかの分野まで全部影響するとまずいということで、やはりちゅうちょするところもあると思うのです。もし、こういった公募をして、どこもやりませんといったときに、これは県がやるのですか。そういう事態になる可能性もあるのです。

○垣花芳枝福祉企画統括監 実態としては、社会福祉法人美原福祉会だけの応募になりましたけれども、やはりほかの児童養護施設を運営している法人においても、複数の施設運営をしたいという希望は持っていらっしゃると思います。ただ、タイミング的に今の時期になかなか成り立たないということとか、そのほかに先ほど申し上げましたけれども、運営の中身の公募の条件とかで、応募に踏み切れなかったというところがございました。ですからメリット、デメリットをしっかりと関係団体からお聞きしながら、こういう養護施設の運営に当たっていく必要があると思っております。

実態として応募がありますので、ないことを前提に答えるのはなかなか厳しいのですが、ただ、今回の時点で応募がない場合は改めて公募をするという手続はあると思います。

○赤嶺昇委員 なかなか言いにくいところなのですが、パワーハラスメントの話もたくさん来ております。社会福祉法人美原福祉会の中でも皆さんわかっているはずですが。これは以前にも担当に具体的な話をして、管理職の職員が精神疾患をやめて、ほかに行ったというケースも皆さんは知っているはずですが。子供たちの施設はまだほかにもあるものだから、これは美原福祉会に限らず社会福祉法人における問題なのです。ましてや子供たちを預かる施設ですので、職員がそういう状況になるということは非常に懸念するところなので、それについて社会福祉法人美原福祉会に限らず、御存じのようにファミリー経営でやっているところもたくさんありますので、それは課題だと思います。福祉保健部長、どう思いますか。

○崎山八郎福祉保健部長 そういったいろいろな施設から寄せられる課題などについては、県としても検討して適切に対応していきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第38号議案に対する質疑を終結いたします。

以上で、福祉保健部関係の議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

次に、乙第35号議案損害賠償額の決定について、審査を行います。

ただいまの議案について、病院事業局長の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 それでは、乙第35号議案損害賠償額の決定について、御説明いたします。

平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の220ページをごらんください。

初めに、本議案の概要を御説明いたします。

本議案は、平成23年3月30日、県立中部病院において発生した医療事故について、患者の遺族と和解に向けた話し合いを進めたところ、損害賠償として3010万741円を支払うことで了承を得られたことから、その額の決定について議会の議決を求めるものであります。

続いて、事故の概要を御説明いたします。

お手元に配付している提出議案の概要をごらんください。

患者は、68歳男性で、高血圧、糖尿病等の既往歴があり、平成23年2月に腹痛、黄疸の症状から県立中部病院に緊急入院し、総胆管結石及び急性胆管炎と診断されました。

入院後すぐに、黄疸軽減のための内視鏡的治療を実施しましたが、症状の改善に至りませんでした。

また、その際に、膵炎予防のため、ステントと呼ばれる膵液の流れを確保するための器具を膵管に留置しました。

入院翌月に、外科的治療により総胆管結石を除去できましたが、術後原因不明の黄疸が出現しました。

その精査時に、先に留置したステントが膵管深部へ入り込んでいることが判明したため、それを抜去、再留置しましたが、その操作が原因となり、重症膵炎を発症しました。

その後、輸液、抗生剤の投与等の保存的治療や膿瘍排出等を行いましたが、肝不全が進行し、敗血症、多臓器不全となり、平成23年7月、残念ながら治療のかいなく死亡するに至ったものであります。

なお、病院内外において事故原因の究明を行い、膵管ステントが入り込まないための方策や膵管ステントが入り込んでしまった際の対策をまとめるなど再

発防止策を講じているところであります。

以上で、乙第35号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**呉屋宏委員長** 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○**赤嶺昇委員** この損害賠償については親族の皆さんとの話し合いも含めて、相手もきちんと納得、理解してもらっているのかどうかだけ教えてください。

○**伊江朝次病院事業局長** 何回か御家族の皆さんと病院側が協議を重ねた結果、今回の結論に至ったという状況でございまして、納得したという形で和解に至ったということになります。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**呉屋宏委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**呉屋宏委員長** 再開いたします。

次に、福祉保健部及び病院事業局関係の請願1号及び陳情第79号外20件の審査を行います。

ただいまの請願・陳情について、福祉保健部長及び病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、福祉保健部長の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 それでは、請願及び陳情の処理方針について、御説明申し上げます。

お手元に配付してあります請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

福祉保健部関係では、新規の請願が1件、継続の陳情が17件、新規の陳情が4件であります。

継続の陳情につきましては、処理方針に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規の請願について、その処理方針の概要を御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

請願第1号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の採択を求める請願について、御説明申し上げます。

請願者は、B型・C型肝炎救済沖縄の会代表吉浜昇であります。

処理方針を申し上げます。

1及び5 C型肝炎感染被害者については、平成20年に施行された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づき、また、B型肝炎感染被害者については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が平成24年1月から施行されており、国による和解救済が進められております。

2 肝炎の治療費助成については、平成20年度から国の肝炎治療特別促進事業に基づき実施されております。平成23年5月に策定された「肝炎対策基本指針」において、国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金、障害年金等の肝炎医療に関する制度について情報を取りまとめ、地方公共団体と連携を図り、その活用を図ることとされています。また、肝臓機能障害に係る身体障害者手帳の交付については、国の示す認定基準により、平成22年4月から行っております。現在、肝炎対策基本法に基づく厚生労働省の「肝炎対策推進協議会」において、認定基準について議論されております。

3及び4 「肝炎対策基本指針」においては、肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎患者等の人権の尊重、肝炎ウイルス検査のさらなる促進、適切な肝炎医療の推進、治療薬の研究開発の推進等に関して規定されております。また、現在国においては、肝炎ウイルス検査等の助成を行っております。

続きまして、新規の陳情4件について、その処理方針の概要を御説明いたします。

資料の35ページをお開きください。

陳情第178号空襲被害者等援護法(仮称)の制定を求める意見書に関する陳情について、陳情者は、全国空襲被害者連絡協議会共同代表早乙女勝元外5人です。処理方針を申し上げます。

沖縄における今大戦の戦没者数は、推計で18万8136人となっており、そのうち、一般県民は9万4000人となっております。一般県民で戦闘参加の実態がある戦没者及び戦傷病者については、準軍属の戦闘参加者として「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が適用され、遺族給与金又は障害年金が支給されております。戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含め、その制度のあり方については、基本的に国において対応すべき事項であると考えており、今後の国における対応状況を注視していきたいと考えております。

続きまして、資料の37ページをお開きください。

陳情第186号宮古病院の医師不足の解消を求める陳情について、陳情者は、宮古島市議会議長平良隆であります。

処理方針を申し上げます。

2 沖縄県においては、離島等の県立病院に対し、後期臨床研修を修了した専門医等を派遣しているほか、琉球大学等からの医師派遣を推進するため、「医師派遣等推進事業」により、派遣元に対する助成を行っております。また、平成19年度からは、「医師修学資金等貸与事業」を実施しており、今後、専門研修を修了後に、県立宮古病院等へ派遣することとしております。引き続き、病院事業局と連携しながら県立宮古病院等の安定した医師確保を図ってまいります。

続きまして、資料の38ページをお開きください。

陳情第198号の2指定障害福祉サービス事業者(たび重なる多種の違反をしている会社)の処遇(精査)を求める陳情について、陳情者は、久手堅憲弘であります。

当該指定障害福祉サービス事業者は、障害者の自立を支援するため、就労継続支援A型事業所を平成23年3月1日に開始しています。

1及び2 平成24年5月11日、当該事業所で生活支援員等として配置されているはずの職員(代表社員兼管理者の妻と子)の勤務実態がないのに給与が支払われているとの情報提供があり、同年5月15日に県が事実確認のため実地指

導を行いました。その結果、管理者が職員配置の人員欠如を認めたため、事業所指定時からの職員配置の状況報告を指示した結果、生活支援員が業務を経理事務に変更したことにより、平成23年8月から平成24年3月の間、職員配置の人員欠如を確定しました。従業者の人員欠如は、厚生労働省通知「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」に基づき、障害者自立支援給付費の減算の取り扱いに当たるため、利用者の給付費を支払った市町村へ返還手続を行うよう指示し、その旨、関係市町村へも通知しました。このため、関係市町村においては、この内容を精査の上、当該事業所に対し約600万円の給付費の返還を命じているところであります。

3 県においては、平成24年5月15日に実施した実地指導に基づき、同年6月6日付で当該事業者に対し、基準上の人員配置の遵守及び訓練等給付費の算定及び取り扱いについて指摘したところであります。また、平成24年7月11日付で当該事業者から改善措置状況報告書の提出があり、基準に基づく職員配置について適切な措置がなされたことを確認したところであり、その後も、県は当該事業者に対し、適正な人員配置や利用者サービスの実施等を指導しているところであります。

続きまして、資料の40ページをお開きください。

陳情第202号沖縄戦戦没者遺骨の収容促進に関する陳情について、陳情者は、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表具志堅隆松であります。

処理方針を申し上げます。

1及び2 戦没者の遺骨収集業務については、一義的に国の業務であることから、全額国の負担となっており、県においては、国から委託を受け、国と役割を分担し実施しております。平成24年3月末現在、推計で3574柱が未収骨となっておりますが、戦後67年が経過し、御遺族や戦争体験者の高齢化が進む中、戦没者の遺骨に関する新たな情報が得にくく、遺骨収集がなかなか進まない状況となっております。県では、平成23年7月に戦没者遺骨収集情報センターを設置し、地表面で散発的に発見される遺骨の収容を行うとともに、未収骨等情報の収集整理を強化しております。さらに、遺骨収集を中心的に担ってきたボランティア団体に対し支援を行うことにより、遺骨収集の加速化に向けた取り組みを行っているところであります。県としましては、今後とも国に対して、遺骨収集の取り組みを強化し、一定の期間をめぐりに集中的に取り組むよう要請するとともに、同センターを拠点として、遺骨収集事業を推進してまいります。

3、4及び5 戦没者の遺骨収集事業において、埋没したごうなど大規模工

事を伴う事業については、国が直轄で実施しております。国から受託した業者において、工事行程の中で手堀り等による遺骨収集の必要性がある場合、ボランティア団体及びNPO法人などを活用しているところでもあります。また、県が行う遺骨収集については、沖縄県遺族連合会、ボランティア団体、市町村等の意見を踏まえて、沖縄県平和祈念財団に委託し、戦没者遺骨収集情報センターを実施運営していることから、他の団体に委託することは困難であると考えております。なお、国においては、現時点で失業者や障害者等を支援する目的で事業を実施することについて、検討は行われていないとのことでもあります。

以上で、福祉保健部に係る請願及び陳情の処理方針について、説明を終わります。

○**呉屋宏委員長** 福祉保健部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○**伊江朝次病院事業局長** それでは、病院事業局に係る陳情案件について、処理方針を御説明申し上げます。

お手元に配付してあります資料陳情案件処理方針の目次をごらんください。

病院事業局に係る陳情案件は、新規1件となっております。

それでは、処理方針を御説明します。

資料の1ページをお開きください。

陳情第186号宮古病院の医師不足の解消を求める陳情について御説明いたします。

陳情者は、宮古島市議会議長平良隆であります。

処理方針を申し上げます。

1 病院事業局では、宮古病院からの内科医師不足が予想されるとの報告を受けて、各県立病院からの応援体制を整えた上で、民間病院からの支援も受けながら、呼吸器内科も含め、必要な人材を確保したところでもあります。今後は、安定した診療体制に向けて、医師の配置及び民間医療機関との病診連携体制の定着を図りながら、新患外来の再開時期を検討していきたいと考えております。

以上で、病院事業局に係る陳情の処理方針の説明を終わります。

○**呉屋宏委員長** 病院事業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願・陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 病院事業局と福祉保健部の陳情第186号に関連してお聞きします。医師不足を解消するというを病院事業局と福祉保健部の処理概要に書いているのですが、それ以外にも例えば、民間病院との合併等で医師不足を解消するなどという考え方も、内部で議論されているのですか。

○崎山八郎福祉保健部長 今、検討はしていません。

○比嘉京子委員 新聞報道が12月12日、12月3日。前の部長で、現在、北部福祉保健所長の宮里元部長ですが、その方は県の福祉保健所長ですよ。公人だと考えていいですか。

○崎山八郎福祉保健部長 福祉保健所長ということで発言するのであれば、公人という扱いでよろしいと思います。

○比嘉京子委員 前福祉保健部長であり、現在も福祉保健所長でいらっしゃるわけですから、行政ではなく一専門家としての意見だということを前提に、例えば県立北部病院と医師会病院の統合案等で、医師の不足を解消するというような意見をシンポジウムで議論していると。そういうことは、今の県の見解とは異なっていますよね。それに対して何か述べなくていいのでしょうか。

○崎山八郎福祉保健部長 ただいまの件は、県立北部病院と北部地区医師会の統合の件だと思います。その件について福祉保健部においては、そういった可能性等を含めてまだ検討していることはありません。県としては、県立病院あるいは民間の医療機関との連携によって、医療体制を確保していくことを考えております。

○比嘉京子委員 もう一点私がびっくりするのは、県立病院といういわゆる不採算部門を抱えたものと、民間病院の役割とは全く違うわけですが、不採算で

民間ができないから、救急とか周産期、小児医療等をやっているわけですよ。それを、医師不足という一つをとって、安直に合併論を地域で議論している一公的ではないと言っていることも含めてですが、私はそれを看過していいのかと思っているのです。提言を撤回するなり、考えておられますか。やはり報道に載せるということはすごく大きな意味があると思うのです。

○**崎山八郎福祉保健部長** 新聞報道で確認したことでありますので、内容については、特にコメントできないと考えております。

○**比嘉京子委員** これは本人が引退されているなら別です。現職の所長ですから、県の出先ですよ。ですから、幾ら個人的といえども、公的な立場にあるわけですから、やはり医師を確保する県の関連部署として、何らかのアクションを起こすべきではないかと思っているのです。その予定もないですか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 先ほども申し上げましたけれども、県としては、そういう内容の可能性については、検討していることではありませんので、医療連携をしっかりとって、北部圏域の医療サービスを提供できるような体制をつくっていく考えであります。

○**比嘉京子委員** 例えば県立宮古病院の、どの部分の医師が不足ですと言ったときに、では宮古の徳洲会と合併すればという、そういう安直な議論に行き着くのかということなのです。医師不足だからこういう解消の仕方をするという考え方が県になれば、公人として、出先にその立場でおられる方の発言ですから、これは指摘するなり一やはり不採算部門と民間医療との違いを十分に認識されている方の発言ですから、私はそれはいかがかなと思うのです。病院事業局長も何かコメントがあればお願いします。

○**伊江朝次病院事業局長** 今の北部地区の救急医療の状況ですが、県立北部病院と北部医師会病院が担っているという形でございます。基本的に午後10時から翌朝の午前8時まで、救急車以外の軽症だと思われる患者さんは北部医師会に行っていて、救急車の搬送は県立北部病院で見ているという状況です。そのような病院の医師不足をある程度補う意味で、総合病院一同じところに2つあるわけですから、お互いの役割を分担して救急医療をやっているという状況でございます。ですから今の統合の件等については、病院事業局でも特別それについて検討したという状況ではございません。

○比嘉京子委員　これは何らかの指摘をするなり私人になっているなら別としても、今の問題を看過するというのはどうかと思います。しかも合併等で医師不足の解消という考え方を堂々と所長が述べられるということは、やはりあってはならないと。言ってみれば、県の立場にある人が言っていると県民は思うわけです。ですからそのような安直な医師不足解消ではなく、皆さんが処理方針に書いたような解決の仕方をするのだということを明確にしていく意味でも、これはしっかりと訂正を促すなり、指摘をするなり、撤回させるなり、私人になって言うべきと言うなり、いろいろ方法はあると思うのです。県の方針とは違いますということを指導すべきではないかということ指摘して終わります。

○呉屋宏委員長　ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　関連して、私は一般質問で同じ意見を聞いて、福祉保健部長は検討していないと明確に答えられたのです。福祉保健部長のもとに福祉保健所長がいらっしゃるのではないですか。どうですか。

○崎山八郎福祉保健部長　そのとおりです。出先の福祉保健所ですので。

○西銘純恵委員　そうしますと、報道を受けて、ましてや議会での質問を受けて、検討していないと福祉保健部長は答弁されたわけです。宮里所長に真偽を確認しましたか。そういう発言をしたかどうかも含めて。

○平順寧医務課長　新聞報道があつて二、三日後に医務課に来ておりました、県立北部病院を元気づけたいという意思があつたというようなことを言っておりました。ただ、私のほうから平成21年度に県立病院のあり方の中で、県立北部病院は救急医療、あるいは災害拠点病院等で非常に重要な役割を担っているということで、県立北部病院は残すべきだという整理がされておりますということを一元上司でありましたので私から注意するということではできませんけれども、そういう話はしました。

○西銘純恵委員　私は重大だと思うのです。県立病院が県民の声として、命を守るとりでになってほしいというときに、そのような軽い個人的見解を出して、

県の方針でもないことを言ったということが、課長でとまっているということも問題だと思うのです。部長が、例えばこのシンポジウムに参加された皆さんに、県の方針ではないということを改めて部長名なりで出すべきなのです。そして所長に対しても厳しく、こういうことをされると困ると注意すべきだと思うのです。そういうことは一切ないのですか。職員は勝手に何でも言えるのですか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 統合の件については、議会でも一応答弁していますので、それが県の考え方であるということで認識していただければと思います。それから、所長の件については、私も一度話を聞いて、県の方針を伝えたいと思います。

○**西銘純恵委員** 大事な北部地域の医療をどうするかということで、集まられた皆さんに対する発言というのは、とても波紋を広げていると思います。ただ、部長が所長に対して言うだけの問題ではないと思っています。ですから、関係団体に県の立場を明確に、本当は文書でやるべきだと思います。県として責任をとるべきだと思いますが、どうですか。

○**国吉広典保健衛生統括監** 私も保健衛生統括監として、宮里前部長は上司であります。この件の新聞報道については、本人に確認をしたところです。本人としては、統合は県の方針ではないと前置きをした上で、現状として沖縄県全体、県立病院が中核的医療機関として県全体を支える中で、北部地域において地域の医療を考えるというために、地域で医師養成を考える上で、例えば県立北部病院でやっている医師の臨床研修とか、北部地区医師会でやっている医師の研修等のシステムを、一つの仮定として統合することによって医師の養成システムを向上させる等、いろいろな考え方があるので、そういうことを地域の中で議論してほしいということが発言の趣旨だと確認しました。県として統合の方針ではないという前提で発言したと聞いております。

○**西銘純恵委員** 客観性がないですよ。本人から聞き取りをしたら、県としての統合の方針ではないということを前段でしゃべってほかのことを言いましたということを受けたわけでしょう。確認は本人からではなく、客観的に現場にいて聞いた皆さんの声をきちんと確認した上で、本人にはどうなのかということ聞かないと。本人だけから聞いているというところが問題があると思います。もう一度きちんと当時参加した人たちも含めて一これはとても重要な事案

だと思しますので、これがひとり歩きして北部地域でも県立は統合していくということに、世論誘導になったら困るということも私たちは考えています。そこはしっかりと訂正するべきはするということで取り組んでいただきたいと思います。最後に部長答えていただけますか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 先ほどから申し上げておりますが、県の方針としては北部地区の統合についてはまだ検討しておりませんということと、医療連携でしっかりと対応していくということが県の考え方でありますので、それは何度も議会で答弁しておりますので、それが県の方針ということです。

○**呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○**狩俣信子委員** 陳情第186号の宮古島の医師不足についてお尋ねします。火曜日、木曜日は中部病院あるいは南部医療センターから医師の派遣をしているということです。これによりますと4名の医師不足ということですが、現在はどうなっていますか。

○**伊江朝次病院事業局長** 最初は4名の欠員だったのですが、現在は南部医療センターから1人、中部病院から1人派遣しております。そして浦添総合病院から1人派遣しております。8月の時点で病気療養していた医師が復帰しております。ですから4名プラス木曜日と火曜日の呼吸器専門の応援ということで、以前よりは少し多い状況でございます。

○**狩俣信子委員** 8月からは万全の体制がとれたというように理解してよろしいですか。

○**伊江朝次病院事業局長** 現在は、以前の状況よりも少し多目の体制をしいております。

○**狩俣信子委員** 処理方針のところ、医師の修学資金等貸与事業が終わったら宮古病院等へ派遣するとなっておりますが、これはいつぐらいからできるのですか。

○**平順寧医務課長** 平成19年度からやっております。

○狩俣信子委員 それをやっている、8月までは不足であったということなのですね。これからは順調にいけるのでしょうか。

○平順寧医務課長 修学資金は医学生に対して貸与しておりますので、基本的に大学を6カ年間、卒業して初期臨床を2カ年、それから専門研修を二、三年やった後に宮古病院等へ派遣ということです。まだ時間はかかるということでございます。

○狩俣信子委員 離島の医療は大変だと思いますので、早くこれが順調にいくようお願いしております。

次に行きます。陳情第198号の2ですが、指定障害福祉サービス事業者のいろいろ違反があったのですか、処遇を求める陳情があります。その中で出されておりますけれども、何かその違反に対して、当該事業所に対し約600万円の給付費の返還を命じたということですが、これはいつ命じて、現在は怎么样了か。

○金城弘昌障害保健福祉課長 県は5月15日に実地指導をいたしました。その結果については処理方針に書いてありますが、6月6日に事業所及び市町村に通知したところでございます。市町村でそれぞれの額を確定しておりまして、県には6月25日までに各市町村からどのような形で返還するかという報告がございました。金額が600万円と大きいものですから、市町村によっては分割して返納を行っているところでございます。現在はまだ返済中です。

○狩俣信子委員 幾らかはもう返済が始まっていると受けとめてよろしいでしょうか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 返済はもう始まっております。

○狩俣信子委員 私は思うのですけれども、障害者福祉サービスというものをやっっている、このような不祥事が起こるということは、やはりこれは大きな問題だと思います。そういう意味ではしっかりと県は監督していただきたいのです。いかがですか。

○金城弘昌障害保健福祉課長 県におきましては、障害福祉サービス事業所等

指導及び監督実施要綱に基づき、各事業所を实地指導しております。それに基づき、今後ともしっかりとやっていきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から傍聴者に対し、静粛にするよう注意があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 最後ですが、陳情第202号の戦没者遺骨の収集促進に関する陳情が出ているのですが、その中で沖縄平和祈念財団に遺骨収集を委託していると書かれております。そこは現在は実態としてそういうものをどのような形でやっているのですか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(傍聴席で大声を発する傍聴者がいたため、休憩中に委員長から退席を命じた。しかし、傍聴者が応じなかったため、傍聴者に静かにするようなだめ、審査を再開した。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

大村敏久福祉・援護課長。

○大村敏久福祉・援護課長 平成23年7月に遺骨情報の収集及び整理、民間ボランティアの団体の支援を実施し、遺骨収集事業の加速化を図るため、戦没者遺骨収集情報センターを設置しております。同センターの機能としては情報の収集、整理、ボランティア団体への情報提供、民間ボランティアへの財政支援等を行っております。実績としましては、センターの立ち上げ以降、未収骨情報が14件寄せられております。ボランティアの支援件数につきましても、平成23年度6件、平成24年度6件、延べ8件となっております。金額的に申し上げますと、ボランティア団体への支援は、2年間で159万円となっております。以上が戦没者遺骨収集情報センターの実績等でございます。

○狩俣信子委員 そういうことでしたら、今後とも遺骨収集に関してはボラン

ティアの皆さんを活用するというお考えですか。

○大村敏久福祉・援護課長 現在センターの事業の中でも、ボランティア団体に支援しております。県内、県外を含めて五、六団体ありますが、そのボランティア団体に対する支援を現在も行っていますし、今後とも継続していきます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 陳情第110号と第132号をお願いします。9月21日に南部医師会から知事宛てに、基準病床の増床についての陳情が出ていると思います。前回の議会で、特例病床に関する進捗状況を確認したら、臨時の医療審議会において県医師会の意見調整を進めるということでしたが、その後の状況はどうなっていますか。

○平順寧医務課長 9月の医療審議会で、医療関係者からの意見聴取を十分にやってくれということがありまして、11月に県医師会、理事会、医師会の地域医療委員会、それから中部地区と南部地区が中心でしたので、その地区医師会会長、それから今回相談のなかった救急告示病院も全て集めて検討をしました。その3回の会議を受けて、特例病床については理解しようということになりました。あと病床の算定方法については、いろいろな方法があるのだけれども、これについては医療審議会に委ねるということで、医療審議会を来週開催します。医療審議会には各市町村長も入っておりますので、そこで必要な病床数の算定方式について決めていただくと。その後には相談があった各病院にもその内容の説明をして、1月上旬あたりに医療審議会で決定していきます。その後国と正式に協議するという形になります。

○島袋大委員 9月に厚生労働省に出向いて意見交換されていると思いますが、その前に臨時の医療審議会の中で宿題が与えられて、県は持ち帰ってそういった形に詰めた後に厚生労働省に出向いていると思います。その辺の調整は県として、病床数の決定とか正式に医療審議会にかけて厚生労働省に上げなさいというスケジュールの調整までされたのですか。

○平順寧医務課長 国とこういうスケジュールでやるという調整が了解を得られたということをごさいます。具体的な算定方式については、最終的に医療

審議会で意見を聴取することになりますので、来週の医療審議会の中で、こういう算定方式で必要病床数をやっていくという意見が出てくることになります。その意見をもとに各病院に説明していきます。

○**島袋大委員** そういう医療審議会に諮る前に、県としての方針が出てくると思うのです。上がってくる病院に関しては病床数も含めてこうだと。そのもとで医療審議会に諮ると思うのです。県としての決定事項を医療審議会に伝えると思いますが、県としての方針はほぼ決まっていますか。

○**平順寧医務課長** おおむねの考え方はまとめてありますが、医療審議会の会長である医師会長と詰めて2回開くことになりました。医療審議会には、市町村長が入っておりますが、この特例病床について、いきなり話してもさっぱり意味がわからない。例えば病床がふえることによってどういうことが起こるのかということも、きちんと市町村長にわかってもらうことをやるのが来週です。その上で算定方式はこのほうが良いという意見を幾つか提案し、その中で決めていただきます。それから1月の下旬あたりの最後の医療審議会で決めていきます。国と協議する前の段階の協議をやりたいと思っております。

○**島袋大委員** 各病院の病床数の基準のアップに関して、ヒアリングも含めてやってきたはずだけれども、病院ごとの病床数はどれだけということは、今は公表できないのですか。

○**平順寧医務課長** 公表できません。

○**島袋大委員** 陳情が出た各病院の必要病床数の提示はあったと思うけれども、今回の医療審議会に諮っていく中で、その要望、要請を十分に満たすような形で持っていくような動きでやっていきますか。

○**平順寧医務課長** はっきり申しまして、特例病床というものは国の規則で非常に厳格になっているのです。普通の救急病院の病床ではないのです。救急専用病床なのです。救急車が患者を搬送してきたときに、そこに入っている患者さんを押しつけてでも必ず入れる病床ですので、非常に厳格にやってくれということが、基本的には11月に開いた県医師会理事会、地域医療委員会、救急告示病院その他からの意見でした。意見を踏まえながら来週の医療審議会にかけるという形になります。

○島袋大委員 平成25年4月からスタートする地域医療計画のもとで入るはずですが、この中に県としての判断、厚生労働省と詰めたことを盛り込まなければ、またあと5年間待たなければアクションは起こせないという認識を私は持っているのですが、いかがですか。

○平順寧医務課長 医療の事情というものは、その都度変わってくるわけですから、特例病床についても、毎回の救急の状況を見ながら相談、調整していくという形になります。今回は1回目になりますが、毎年度、状況がどうなっているかということ进行调查していくことになります。このことについては国へも説明して、了解しているところでございます。

○島袋大委員 要するに、南部医師会もしかり、中部地区のほかにも病院はあるかもしれないけれども、各病院の総意なのです。緊急性等を含めて、各病院の毎日のデータももらっているはずですが、非常に厳しい状況です。今のスケジュールを考えれば、来週にでも医療審議会に諮って確認して、1月に最終的に決定して国に上げるという形になれば。新年度前に一僕としては12月いっぱいまで正式にやるべきだと思っているのです。1月に延ばす理由は何があるのですか。

○平順寧医務課長 各委員の方々の日程調整—医療審議会の委員は12名で、半数以上の出席がなければ成り立たないのです。委員の方々が市町村長であるとか、議会開会中とか、日程がなかなか合わないということがあって、ようやく来週集めることにしております。来週、1回目をやります。1月上旬に2回目をやって、最終決定していくと。その間に各病院に説明して、正式な手続等をしてもらう形になります。

○島袋大委員 では厚生労働省に対して正式に上げるのはいつになりますか。

○平順寧医務課長 1月の医療審議会が終わったらすぐに出します。

○島袋大委員 委員の皆さんの日程とかいろいろあるかもしれないけれども、今、救急体制に必要なところがたらい回しされているのです。病床がないからたらい回しされている。データを見てわかると思います。そういう状況もすっかりと見ていただいて、早目に審議会に上げていただき、結論を明確に出して

もらうと。各医師会から総意で上がってきている要請ですから、それだけ引っ張ってできないではなくて、大体の数はしっかりととれるような形にしてもらわないと、地域のことを考えたら大変だと思います。その辺は審議会で最終的に諮る形になるはずですから、そのスケジュールで正式にしっかりとやるという段取り—今言われたスケジュールで明確にやるという理解でいいですか。

○平順寧医務課長 一生懸命努力します。

○島袋大委員 努力ではなくて、やると言ってくださいよ。せっかくここまで聞いているのだから、やると言えばいいのに。

○平順寧医務課長 地区医師会長とも話をしているところですので、こういう形で進めたいと思っております。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、先ほど傍聴席で大声を出した傍聴者を警察官が退室させた。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 7ページの平成24年第83号について、8ページに関して、4番の医療体制を維持するために、県の責任で人材の確保を行うことということですが。先ほど病院事業局長から医師不足について、担当職員も医師確保に向けて一生懸命頑張っているところですが、県立北部病院の7対1看護体制は、改めて聞くのですが、来年4月ということによろしいですね。

○嘉手納良博県立病院課長 県立北部病院の7対1看護体制の導入につきましては、現在関係機関と調整しているところをごさいますて、私どもとしては平成25年度からの導入ということで、今、検討を進めているところをごさいます。

○赤嶺昇委員 もう一度、来年の4月からということを進めているということですか。明確にお願いします。

○嘉手納良博県立病院課長　そういう予定で検討しています。

○赤嶺昇委員　その際に看護師は何名ぐらい増員する予定ですか。7対1にするために。

○嘉手納良博県立病院課長　56名でございます。

○赤嶺昇委員　その56名はすぐに確保できるのですか。

○佐久川和子県立病院課看護企画監　来年採用予定の卒業見込み者の人数が決まっているのですが、この人数から定年退職、普通退職、ほかの病院に行くことになった辞退者、そういう人たちの数を引くこととなります。4月の段階ではまだ見込み者ということですので、4月1日にすぐ7対1看護体制をスタートするのは難しいと思います。

○赤嶺昇委員　56名必要ということで、説明されたのですが、いずれにしても来年度からそれに向けてやるということで、順次その体制を、完全ではなくてもスタートしていくということで理解していいですか。

○呉屋幸一病院事業統括監　7対1看護体制で実施するというので計画を立てて一課長が説明しましたように、これは定数の増員が必要ですので、今、その調整をしているところです。ですから、その定数の増員が認められれば看護師の要員の確保もやっていくという形になります。

○赤嶺昇委員　その答えの意味がよくわからない。7対1看護体制にするために増員するのは当たり前の話ではないですか。4月1日から完全に7対1看護体制はできないかもしれないけれども、それに向けて順次やっていくということを確認しているのです。本会議でも皆さんは答弁していますよね。

○呉屋幸一病院事業統括監　長期推進計画の中でも、北部については7対1看護体制を進めていくということでやっています。ただ、先ほども課長から話があったように関係機関との調整もありますので、その調整を見て進めていくということです。

○赤嶺昇委員 どちらと調整するのですか。

○呉屋幸一病院事業統括監 庁内での調整です。

○赤嶺昇委員 病院事業局長は話しにくそうにしていますけれども。7対1看護体制という方針を出しているわけですから、完全にではないのでしたら、今の現状を教えてください。どうなのですか。

○伊江朝次病院事業局長 本会議でも答弁したとおり、病院事業局としてはそういう計画で進めているということで、その中で、いわゆる基本定数の中でスクラップ・アンド・ビルドができれば—いつからやりますとはっきりは言えないのですが、現実に定数増というハードルがあるということです。ですからそれを関係部局としっかり調整しないとイケないという状況がございます。したがって採用に関して万が一決まったとしても、時期は、ずれるということだと思います。ですから今年度でそれを見越した採用をしている状況ではございませんから、あくまでも定数増を図った上でのことだということです。

○赤嶺昇委員 ドクタープールについて。離島医療、僻地も含めて非常に活躍しているということですが、ナースの代替については、どのように進めているのか。皆さんに計画があるかどうか。ドクターだけではなくてナースも必要だと思うのですが、それについてはどうですか。

○佐久川和子県立病院課看護企画監 代替ナース—代看と言っているのですが、ナースに関してはそれぞれの親病院が交代でやっているのですが—研修とか夏休みとかという場合の対応ではなくて。配置しようとしても応募者がいない、行きたがらないということがあります。今度、代看制度とあって、専任のナースを確保していて、要求があったときに親病院で賄いきれないときに行ってもらおうということができないかということを考えていて、今、関係機関と調整しています。ドクタープールのナース版というイメージです。

○赤嶺昇委員 これは何名ぐらい予定していますか。

○佐久川和子県立病院課看護企画監 ドクタープールは2名ですが、ナースは4名ぐらいを考えています。4名で足りるかどうかはまだはっきりしていませんが、少なくとも4名は必要だと思っています。

○赤嶺昇委員 離島診療所は何カ所ですか。

○佐久川和子県立病院課看護企画監 16カ所です。

○赤嶺昇委員 いろいろ検討されて、ドクタープールは2名ということで本会議でも言ったのですが、ドクターバンクという制度もあるらしいですが、ドクタープールは非常に地域もよくしているということもあって、8名それぞれにナースを2名ということで、16名ぐらいを皆さんでしっかり検討してもらって。知事も政策医療として離島医療と県立病院の役割については明確に答弁されていますから、知事が県立病院の役割について答弁したことを果たそうとするのであれば、そこは最低限必要ではないかと思います。病院事業局長いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 離島診療所16カ所、離島の県立病院が2カ所ありまして、さらに僻地に準ずるような県立北部病院もあるということで、診療所だけではなくて病院の支援を一今回の県立宮古病院の状況を踏まえて、体制をどうするかということはこれからしっかり考えていかなければいけないことだと思います。ぜひこの辺は何とかそういうタイムリーな支援体制がしっかり自前でもできるような状況をつくっていかれたらと考えております。

○赤嶺昇委員 最後に繰入金とかいろいろ議論してきたところですが、引き続き離島増嵩費についても、これは非常に必要だと思います。しっかりと次年度一当局は財政課にも理解してもらっているところですが、それについて局長はいかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 離島増嵩費については、私は県立八重山病院の院長をしていた時代から問題があるだろうということで、議員の皆さんにも財政課にも、いろいろ機会があるごとにお話ししてきました。やっと今回それが認められたということで大変喜んでおります。そういう意味では、しっかり財政の裏づけのある離島医療支援ができるような状況が整ってきたのではないかとということで、ぜひこれからも継続していかれたらと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部及び病院事業局関係の請願・陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第16号議案沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第16号議案沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、乙第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第38号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第38号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○呉屋宏委員長 挙手多数であります。

よって、乙第38号議案は可決されました。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から議案の継続審査の動議提出について説明がされた。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

赤嶺昇委員

○赤嶺昇委員 乙第44号議案指定管理者の指定につきましては、選定基準の評価点数に対する説明が必要であり、もう少し慎重に審査をしたいと思いますので、継続審査の動議を申し出たいと思います。

○呉屋宏委員長 ただいま、乙第44号議案に対し、赤嶺昇委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第44号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○呉屋宏委員長 挙手多数であります。
よって、乙第44号議案を継続審査とすることは可決されました。
次に、乙第45号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 意見、討論等なしと認めます。
以上で、意見、討論等を終結いたします。
これより、乙第45号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○呉屋宏委員長 挙手多数であります。
よって、乙第45号議案は可決されました。
次に、乙第4号議案から乙第15号議案までの条例議案12件を一括して採決いたします。
ただいまの議案12件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。
よって、乙第4号議案から乙第15号議案までの条例議案12件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第35号議案損害賠償額の決定についての採決をいたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。
よって、乙第35号議案は可決されました。
次に、請願・陳情等の採決を行います。
請願・陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○呉屋宏委員長 再開いたします。
お諮りいたします。
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
休憩いたします。

(休憩中に、沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請に関する陳情の意見書提出について議題に追加するかどうか協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。
陳情130号に係る意見書の提出について、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、平成24年第5回定例会において採択した陳情130号沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請に係る陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄戦遺族のDNA鑑定実施を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

議員提出議案としての沖縄戦遺族DNAの鑑定実施を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した請願第1号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の採択を求める請願は、意見書を提出してもらいたいという要望の請願でありますので、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を

見た。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

議員提出議案としてのB型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件について、お諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した議決議案1件、陳情29件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏